

**平成 26 年度
動植物園等の公的機能推進方策のあり方検討調査
報告書**

2015 年 3 月

目次

1. 調査の概要	1
1.1 調査目的	1
1.2 調査内容	1
1.3 調査手法	2
2. 類似制度に関する調査	3
2.1 調査対象とした類似制度の概要	3
2.2 類似制度におけるインセンティブ	4
2.3 動植物園等におけるインセンティブの検討	12
3. 仕組みの対象の検討のための整理	19
3.1 動植物園等の定義等の整理	19
3.2 動植物園等が持つ公的機能の確認	22
3.3 動植物園等が持つ生物多様性保全に関する活動の整理	27
4. 同様の機能を有する施設に関する現状と課題に関する調査	29
4.1 動植物を飼養栽培する施設の整理	29
4.2 動植物園等以外の施設における生物多様性保全に関する活動	31
5. 仕組みのあり方のとりまとめ	36
5.1 仕組みに対する検討会での委員・オブザーバーからのご意見	36
5.2 動植物園等の公的機能推進方策のあり方イメージ	38
6. 平成 26 年度動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会	41
7. 付属資料	42
7.1 類似制度	42
7.2 日動水の新入会員の入会審査	70
7.3 日動水の倫理福祉規定	72
7.4 博物館法における博物館の機能	74
7.5 公立博物館設置及び運営に関する基準	75
7.6 生物多様性基本法における基本的施策	77
7.7 動物取扱業の守るべき基準の概要	81

1. 調査の概要

1.1 調査目的

動物園、水族館、植物園、昆虫園等、動植物を飼養栽培する施設（以下「動植物園等」という。）は、動植物を飼養して展示する施設という役割だけでなく、絶滅のおそれのある希少な動植物の種の保存、生物多様性保全に関する教育や普及啓発の場として、我が国のみならず国際的にも生物多様性保全のための重要な役割を担ってきた。

平成 25 年度動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会において、動植物園等は、博物館法に基づく登録制度の対象になっているものの、種の保存、環境教育等の公的機能を担う動植物園等を直接位置づける法制度は存在せず、法への位置づけの必要性を強く指摘された。また、公的機能を推進するような仕組みについても必要性が寄せられた。この仕組みは、動植物園等が一定の水準を満たした場合に認定し、認定された施設が活動を展開しやすくなるようなものと想定されるため、新たな仕組みの検討のために既存の類似の認定制度について調査した。また、動植物園等と同様の公的機能を動植物園等以外の施設でも有するが、仕組みの検討をしていくためには仕組みの対象を明確にしていくことが必要になるため、動植物園等以外でそのような公的機能をもつ施設の事例を調査検討した。

1.2 調査内容

1.2.1 類似制度に関する調査

動植物園等の公的機能推進のあり方として、一定の公的機能を発揮している施設に対して、その事実を認定し、認定を受けた施設に対しては、公的機能推進の制約となる法規制を緩和する等のインセンティブを与えるという仕組みが想定される（認定を受けなければ、営業が規制されるという性質のものではない。）新たな仕組みを創設する際、既存制度との整合性が求められるため、このような仕組みをもつ法令に基づく既存の認定制度についてインターネット・文献による調査を行い、制度の目的、概要、対象施設、認定の基準、認定のインセンティブについて整理した。評価対象となる施設・団体が一定基準を満たしていることが認められ、規制緩和等の法的なインセンティブを含むものを重点的に取り上げた。

1.2.2 同様の機能を有する施設に関する現状と課題に関する調査

平成 25 年度動植物園等の公的機能推進制度検討業務（以下、「平成 25 年度業務」とする。）は動植物園等における公的機能の現状と課題についてとりまとめた。動植物園等以外にも同様な公的機能を有する施設が多数存在するため、仕組みの対象をどの範囲とするかを検討するために、これら施設における公的機能の実際や課題等についてインターネット・文献による調査およびヒアリング調査を実施した。

1.2.3 仕組みのあり方に関するとりまとめ

平成 25 年度業務の調査結果及び上記類似制度に関する調査及び同様の機能を有する施設に関する現状と課題に関する調査を踏まえ、仕組みのあり方、認定対象や基準の考え方をと

りまとめた。

なお、とりまとめに当たっては、本事案に精通した有識者からなる平成 26 年度動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会（以下「検討会」と言う）を設置し、2 回開催した上で意見の聴取をおこなった。

1.3 調査手法

検討会における指摘、平成 25 年度業務報告書等の文献やインターネット調査および下記（表 1-1）の機関へのヒアリングをもとに、本報告書を取りまとめた。

表 1-1 ヒアリング対象一覧

ヒアリング対象	概要
公益社団法人 日本動物園水族館協会 （以下、「日動水」とい う）	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国の動物園・水族館 152 園が加盟する団体 ● 国際的な視野に立って、自然や貴重な動物を保護することを目的としている
公益社団法人 日本植物園協会 （以下、「日植協」とい う）	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国の植物園で構成された団体で正会員は約 110 園 ● 全国的な植物園ネットワークを通じて、植物園や植物に関する文化の発展と科学技術の振興、自然環境の保全に貢献する事業を実施
伊丹市昆虫館	<ul style="list-style-type: none"> ● 昆虫施設の一例 ● 蝶温室や希少昆虫の生体展示、標本、資料室等で伊丹市生物多様性保全戦略に則り、生物多様性に関する展示を行っている
一般財団法人 進化生物学研究所	<ul style="list-style-type: none"> ● 東京農業大学育種学研究所を前身とし、進化に関する総合的、基礎的な調査・研究、資料収集・保管を行っている ● 平成 17 年に完成したマダガスカルの動植物を中心とした温室を一般公開し、地域の環境教育に寄与している
オムロン株式会社 野洲事業所 ビオトープ	<ul style="list-style-type: none"> ● 動植物園以外で公的機能（種の保存や環境教育）を有する施設 ● 企業のCSR活動として、工場からの排水を有効活用するビオトープ「ぼてじゃこの池」を造成・管理 ● イチモンジタナゴ（絶滅危惧IA類：滋賀県条例により「指定希少野生動植物種」に指定。）を保護・繁殖 ● 環境省「環境省生息域外保全モデル事業」にて、琵琶湖博物館、大学、自然保護団体、環境コンサルタント等と連携 ● 環境学習として、従業員家族、地元小学生等を対象に「自然観察会」を開催

2. 類似制度に関する調査

動植物園等の公的機能推進のあり方として、一定の公的機能を発揮している施設に対して、その事実を認定し、認定を受けた施設に対しては、公的機能推進に資するインセンティブを与えるという仕組みが想定される（認定を受けなければ、営業が規制されるという性質のものではない。）そこで、既存の認定制度におけるインセンティブについて調査し、動植物園等の公的機能推進の仕組みにおけるインセンティブについて検討を行った。

2.1 調査対象とした類似制度の概要

一定の公的機能を発揮している施設や事業者に対して、その事実を認定し、認定を受けた事業者に対しては規制緩和する等何らかのインセンティブを与える認定制度が様々な分野で取り入れられている。認定制度には、国や都道府県等による公的な制度と民間による制度があり、さらに公的な制度には特定の業種の営業に関する規制や要件を定めた法律（本報告書ではこのような法律を「業法¹」という）に基づく制度とそのような法律に基づかないものがある。

表 2-1 業法に基づいた認定制度と業法に基づかない認定制度

制度	概要	例
業法に基づく認定制度	一般の人の行為を制限したうえで、一定基準を満たす者に対して制限を解除する	<ul style="list-style-type: none">● 廃棄物処理業者（廃棄物処理法）● 電気通信事業者（電気通信事業法）
業法に基づかない認定制度	行動計画を包括的に確認・認定することで個別の法的手続き（届出等）を簡素化する	<ul style="list-style-type: none">● 認定農業者（農業経営基盤強化促進法）● 防除の確認認定団体（外来生物法）

動植物園等の公的機能を推進する仕組みは、新たな規制は設けないということを前提にしているため、業法に基づかない認定制度を中心に調査した。なお、業法に基づく認定制度であっても、優良事業者の差別化を図っている制度については、本調査で目指す仕組みと類似性が認められるため調査対象に含めた。

また、類似制度は、団体にインセンティブを与えるものと、行為・計画にインセンティブを与えるものとあるが、そのどちらも調査対象とした。

¹ 本報告書では、特定の業種の営業に関する規制や要件を定めた法律のことを「業法」という。業法にあたる法律では、行政庁の許可又は登録（許可制、登録制）や届出、業務に関する禁止行為の規定、有資格者の配置義務、行政庁の監督権限等が定められている。

2.2 類似制度におけるインセンティブ

類似制度の制度名、根拠法、制度の概要、所管府庁、インセンティブについて調査し、表 2-2～表 2-7 のように整理した。また、それぞれの制度の制度の目的、評価の基準、出所についても調査しており、本報告書の「7 付属資料」に記載した。

表 2-2 団体にインセンティブを与えている類似制度（業法に基づかない認定制度①）

制度名	根拠法（令）	概要	所管府省	インセンティブ	備考
特定自然観光資源への立ち入り制限（エコツアーリズム推進法）	エコツアーリズム推進法（第10条）	エコツアーリズム推進に取り組む地域は、協議会を組織し、エコツアーリズムの実施方法や自然観光資源の保護等についての構想を主務大臣に対して認定を申請する。 申請した構想が認定を受けると、国は認定を受けた市町村への広報支援を行うなど、その地域のエコツアーリズム実現に関して便宜を図る。また、保護措置を講ずる必要のある自然観光資源を「特定自然観光資源」として指定し、指定区域への立ち入りに際し、市町村長の承認を受けるよう制限を設ける権限を、市町村長に認めている。	環境省	地元自治体は条例によって、立ち入りを認める団体を定めることができる。	法律では、地域の協議会が作成したエコツアーリズム推進計画について、大臣の認定を受けると、関係市町村長が「特定自然観光資源」の保護のために、条例で立ち入り制限することを認めている。立ち入りを許可制にし、当該地域に立ち入る一日の許容人数の中で入場許可を与えるものである。現在、条例の制定が検討されている慶良間諸島では、地域でサングソ保全の取り組みをしている事業者について立ち入りを承認する仕組みを検討している。ただし、島の村では「慶良間の自然環境を守ることが目的の条例で、観光客の入場を制限するものではない」という立場をとっている。
特定非営利活動法人制度（NPO法人制度）	特定非営利活動促進法（NPO法人法）	特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人である。法人格を取得することで、法人として法律行為を行えるが、法人設立を外形的基準に限定し設立し易くしたのが特徴である。 認定NPO法人は、NPO法人の中から認定されるものだが、一定の要件（公益性等）を満たす法人は、所轄庁から認定されることで、税制上の優遇措置を受けることができるため、一般から寄附を促すことで、NPO法人の活動を支援することを目的としている。	内閣府	1. 法人格を有することが出来る。（契約の主体となり得る。） 2. 寄附者に対する税制上の優遇措置 3. 認定NPO法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められる。	運営について一定の透明性をもつことを条件に法人設立が認められている。さらにこのNPO法人の中でも公益性が高いと認定された場合（認定には様々な要件がある）には、収入に対する低減税率の適用や寄附控除の対象になることができる。
博物館登録制度	博物館法	登録博物館と博物館相当施設の区分がある。	文部科学省	1. 資料を登録博物館に寄付すると、寄付者が税制上の優遇措置が受けられるために寄付を受けやすくなる。 2. 事業に参加したり助成制度を受けたりする条件として、登録博物館であることが挙げられていることがある。 3. 不動産取得税・固定資産税・都市計画税などが優遇されることがある。 4. 公立の登録博物館は補助金を受けられる。	登録博物館は、地方自治体の教育委員会所管、公益法人、宗教法人、一部の特殊法人（NHKと日本赤十字社）に限られる。公立動植物園等は、首長部局で整備したものや営利法人（株式会社・有限会社等）が多く、そもそも登録対象になっていない。 博物館相当施設は、法的インセンティブはほとんど有しない。（種の保存法は博物館相当施設において譲渡の許可取得を届出に緩和しているが、実質的には、国立科学博物館だけしか該当しない。）
グリーン購入/グリーン契約	グリーン購入法 環境配慮契約法	国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。 エコマーク等の環境ラベル表示品の購入を推奨している。	環境省	公共調達の際に配慮事項とされる。	基本的には製造業者ではなく、商品に対してのものである。広義には、相手方選定の際に、環境ラベル取得事業所との契約にインセンティブを与えるようになっているような事例もある。

表 2-3 団体にインセンティブを与えている類似制度（業法に基づかない認定制度②）

制度名	根拠法（令）	概要	所管府省	インセンティブ	備考
認定農業者制度	農業経営基盤強化促進法	農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものである。	農林水産省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国の事業で、実施するために認定農業者であることや集団に認定農業者が含まれることが条件となっているものが増加している。 2. 金融措置や税制措置などの支援 	
エコファーマー認定制度	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	農業者（法人を含む）が、持続性の高い農業生産方式に関する「導入計画」を策定し、県知事からその計画が適当であれば認定を受け「エコファーマー」と呼ばれる。	農林水産省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農業改良資金の特例措置 農業改良資金（環境保全型農業導入資金：都道府県が無利子で貸し付け）の標準資金需要額が引き上げられ、償還期間等が延長される。 2. 税制制度（所得税・法人税）の特例措置 特例措置対象の機械等を購入した場合の税額控除 	
政府登録国際観光旅館	国際観光ホテル整備法	外客の宿泊に適するように造られた施設であり、洋式の構造及び設備を主とするものである。国際観光ホテル整備法は、ホテルその他の外客宿泊施設について登録制度を実施するとともに、これらの施設の整備を図り、あわせて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進する等の措置を講じることにより、外客に対する接遇を充実し、国際観光の振興に寄与する。	国土交通省（観光庁）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「登録ホテル」「登録旅館」を掲げることが出来、集客に寄与 2. 租税特別措置 各自治体の判断により、地方税の不均一課税を実施することができる。 3. 国土交通省 HP で登録リストが公表されている。 	

表 2-4 団体にインセンティブを与えている類似制度（業法に基づく認定制度①）

制度名	根拠法（令）	概要	所管府省	インセンティブ	備考
廃棄物熱回収施設設置者認定制度	廃棄物処理法	廃棄物処理法に基づく許可を受けた焼却施設が、一定の条件に適合する熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する場合に、その施設の設置者が認定を受けられる。	環境省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法第 7 条第 13 項の規定にかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条の 4 で定める基準に従って行うことができる。 2. 認定熱回収施設設置者が当該認定に係る熱回収施設（産業廃棄物処理施設であるもの）において行う産業廃棄物の処分については、法第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項、第 14 条第 12 項及び第 14 条の 4 第 12 項の規定にかかわらず、施行令第 7 条の 3 で定める基準に従って行うことができる。 ※たとえば、認定熱回収施設（産業廃棄物処理施設であるもの）については、保管できる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の数量の上限が当該施設の処理能力に相当する数量に 21 を乗じて得られる数量となる。 3. 認定業者として PR できる。 	サーマルリサイクルを適切に行うことができる施設であることを認定されることで、運用の際の制約が緩和される。
優良産廃処理業者認定制度	廃棄物処理法（第 14 条第 2 項及び第 7 項並びに第 14 条の 4 第 2 項及び第 7 項）	通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度である。	環境省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間が 7 年に延長 2. 許可の更新等の際に提出する申請書類の一部を省略できる 3. 優良基準への適合が確認されている旨が許可証に記載され、排出事業者等の第三者にその旨を提示することができる 4. 財政投融资優遇 5. 環境配慮契約での加点評価 	実績があり、環境配慮に関する第三者の認証や外部からも事業内容を容易に確認できる状況になっていることをもって、許可期間を 2 年延長することができる。
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）	<p>保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うタイプ 2. 幼稚園型 認可された幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプ 3. 保育所型 認可された保育所が幼稚園的な機能（幼児教育）を備えたタイプ 4. 地方裁量型 認可のない地域の教育・保育施設が認定こども園として機能を果たすタイプ 	文部科学省・厚生労働省	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所認可の定員要件を 10 人に緩和する。（幼保連携型の特例措置（私立施設）） 2. 学校法人以外の設置主体が幼稚園を設置して補助金等を受けた場合には、5 年以内に学校法人化する必要があるが、社会福祉法人が幼保連携型認定こども園の設置主体である場合は、学校法人化は不要となる。 3. 学校法人、社会福祉法人のいずれであっても、保育所・幼稚園それぞれの運営費及び施設整備費の助成対象となる。（幼保連携型の特例措置（私立施設）） 	幼稚園と保育園の垣根を超え、幼保一元化の流れの中で出てきたものである。当初は待機児童解消対策など大きな期待をされていたが、施設にとってはそれほどのメリットは感じられなかったようである。さらに、2015 年からの新制度では従来の幼稚園に対する補助（私学助成）よりも下回ることが懸念されており、全国的に認定こども園返上の動きがでてきている。
職業紹介優良事業者認定制度		職業紹介事業者のうち「職業紹介業務の適正運営やサービスの向上、法令遵守の徹底、人材紹介事業の特性を活かし、求人・求職者の様々なニーズに十分に答えられる」など、定められた審査基準を満たした事業者を「職業紹介優良事業者」として認定する制度である。	厚生労働省	優良事業者認定証と優良マークが交付される。	国による優良認定を受けることで、信用力を高め PR 効果がある。

表 2-5 団体にインセンティブを与えている類似制度（業法に基づく認定制度②）

制度名	根拠法（令）	概要	所管府省	インセンティブ	備考
認定職業訓練	職業能力開発促進法 第13条(認定職業訓練の実施) 第24条(都道府県知事による職業訓練の認定) 第25条(事業主等の設置する職業訓練施設) 第26条(静定職業訓練に対する事業主等の協力) 第26条の2(教材、技能照査、修了証書に関する公共職業能力開発施設における規定の準用) 第27条の2第2項(指導員訓練を行う事業主等)	事業主や職業訓練法人等の行う職業訓練の教科、訓練期間、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合するものであるとの認定を受けて実施される職業訓練をいう。事業主等の申請に基づき、都道府県知事が認定する。	厚生労働省	1. 訓練生 ① 技能士補の資格 普通課程、専門課程修了時に行われる技能照査の合格者には技能士補の称号が与えられる。 ② 免許・資格の取得措置 技能照査の合格者は技能検定受験の際に学科試験が免除になる。普通課程や専門課程などの修了者は技能検定や職業訓練指導員試験の受験資格の要件である実務経験年数が短縮される。訓練職種によって関係法令に基づく各種の資格や受験資格が与えられる。 2. 事業主等 ① 補助金の交付 中小企業事業主や中小企業事業主団体及び職業訓練法人等が中小企業事業主に雇用されている従業員等を対象として認定職業訓練を行う場合には運営費や設備費に対して、「認定訓練助成事業費補助金」を受けることができる。また、認定職業訓練を行う中小建設事業主は、「建設教育訓練助成金」を受けることができる。	
製造請負優良適正事業者認定制度		製造請負事業者の「本社」ならびに「発注者の事業所内」又は「製造請負事業者の自社工場内」において、「請負」の業務遂行にあたって必要とされる事業体制やルール等を定め、基準を満たしている事業者かどうかの審査(請負活動の証憑書類等をチェック)を行い、適正かつ優良と判断された事業者を、「優良適正事業者」として認定する。	厚生労働省	認定マークの掲示が可能となる。	法令に基づき、製造請負業務を実施しているということを認定されることで、社会的信用を高められる。

表 2-6 行為・計画にインセンティブを与えている類似制度①

制度名	根拠法（令）	概要	所管府省	インセンティブ	備考
生態系維持回復事業	自然公園法(第 39 条)	国立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国立公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行う。	環境省	自然公園法における個別の行為許可手続が不要となる。(報告は必要)	生態系維持回復事業は、環境省が特定地域の生態系の維持回復のために定めた計画で、国・地方自治体以外の者も取り組むことができる。
保護増殖事業確認(認定)団体	種の保存法(法第 46 条～48 条)	国内希少野生動物植物種について、保護増殖事業計画に則り事業を行う場合は、環境大臣の確認・認定を受けることができる。	環境省	認定(確認)保護増殖事業として実施する行為(採取・捕獲、譲渡し、立ち入り)については、許可を要しない。(報告は必要)	認定を受けられる対象は、「国及び地方公共団体以外の者」とあり、法人に限定されていない。 保護増殖事業計画が定められるのは、国内野生希少野生動物種のみである。現在 89 種が指定され、49 種について保護増殖事業計画がある。また確認認定を受けて居るのは 9 種 23 機関ある。逆に見れば、保護増殖事業計画未策定の国際希少種や国際希少種については確認認定を受けられない。
防除の確認認定団体	外来生物法(第 18 条)	特定外来生物について、主務大臣以外の者が防除を行う場合は、防除を行う旨とその実施方法等について、主務大臣の確認・認定を受けることができ、確認・認定を受けることで、計画的でスムーズに防除を実施することができる。	環境省	1. 国立公園特別保護地区及び同公園特別地域において、自然公園法に基づく許可を受けずに特定外来生物の防除が可能になる。 2. 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域において、自然環境保全法に基づく許可を受けずに特定外来生物の防除が可能になる。 3. 哺乳類・鳥類の場合には、鳥獣保護法に基づく捕獲許可は必要ない。 4. 特定外来生物を生きのまま保管や運搬を行うことが可能になる。 5. 防除に必要な限度内で他人の土地・水面への職員の立ち入り、捕獲の支障となる立木竹の伐採ができるようになる(損失の補償は必要)。 6. 防除の原因となった行為をした者がいた場合には、防除費用の全部または一部をその者に負担させることができる。	防除の確認認定を受けなくとも、鳥獣保護法の許可(狩猟や有害駆除)を受け捕獲した場所で殺処分することや、特定外来植物の除草などは規制されていない。ただ、防除の認定を受けることにより、例えば捕獲したアライグマを獣医の下に運び殺処分をしてもらう等生きたまま運搬することができるようになる。 認定に当たっては、防除計画が妥当なものかどうかをもってのみ判断されるが、確認認定を受けると、外来生物対策に積極的に取り組んでいる良い団体というイメージを受ける。
防火優良対象物表示公表制度	消防法施行令 各自治体の条例	防火管理者の選任が必要なホテルや旅館等の宿泊施設からの申請に基づき、各消防署が申請のあった宿泊施設について、消防法令、建築基準法令等に関する基準の適合状況を審査し、基準に適合しているものに対して表示マークを交付する制度。消防機関ごとに実施している。	総務省	優マークの掲示が出来る。	消防関係の義務を果たしていることを証明するもので、施設利用者に対して安心安全な施設であることをアピールできることが唯一最大のメリットである。施設設置者の防災上の義務が一部でも免除されるものではない。
防火・防災対象物定期点検報告制度	消防法第 8 条の 2 の 2	多数の人が出入り等する一定の防火対象物について、所有者賃借人等のうち管理について権限を有する人が、火災予防のために資格者による定期点検を行い、その結果を消防機関に報告する制度である。消防長又は消防署長は、検査の結果、消防法令の遵守状況が優良な場合、点検・報告の義務を免除する防火対象物として認定する。	総務省	1. 防火対象物定期点検報告義務の免除と表示 2. 防災管理定期点検報告義務の免除と表示(H24.6.1 から適用) 3. 防火・防災優良認定証の表示(H24.6.1 から適用) 4. 点検・報告の義務を免除する防火対象物として認定	防火管理者の選任、消防計画の策定、避難訓練の実施、消防用施設の点検などは、消防法に定められた義務で、毎年立ち入り検査が行われる。これを施設管理者が自主的に実施し消防に報告をしている場合には、義務としての報告は免除されるものであるが、実質的にはなんら変わるものではない。優良施設の認定を受けることで、「安心な施設」ということを対外的にアピールできるため、ホール、ホテル・旅館など接客業にとっては、大きな宣伝効果をもたらす。
くるみん認定・プラチナくるみん認定	次世代育成支援対策推進法	次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、一定の要件を満たした事業者に対して「子育てサポート企業」として認定している。	厚生労働省	1. 次世代育成支援対策に取り組んでいることの PR 「くるみん」マークを広報、商品に使用 2. 一定期間中に取得・新築・増改築をした建物等についての普通償却限度額 32%割増償却	認定による PR 効果が多い中で、財産取得の償却において割り増しを受けられるという"実"を伴っている。
労働安全衛生法の計画届免除認定制度	労働安全衛生法	労働安全衛生マネジメントシステムを実施している事業場について同法第 88 条第 1 項の届出が免除される。	厚生労働省	1. 労働安全衛生法第 88 条(計画届)の一部免除 2. 特例メリット制(労災保険の保険料減額)の適用	法に定められた事項を自主的に取り組むことで、届出義務が免除されるものである。 実質的に規制が緩和されるものでないが、保険料の減免率が 5%上乗せされるという経済的メリットがある。

表 2-7 行為・計画にインセンティブを与えている類似制度②

制度名	根拠法（令）	概要	所管府省	インセンティブ	備考
保健機能食品制度（特定保健用食品・養機能食品）	健康増進法 食品衛生法	保健機能食品は、健康食品のうち安全性や有効性等が国の設定した一定の基準を満たした食品で、健康食品の品質を見極める時、評価基準の一つとすることが出来る。健康増進法及び食品衛生法により定義され、特定保健用食品と栄養機能食品の2つに分けられる。 1. 特定保健用食品 厚生労働省時代のもの実験データに基づいて審査を受け、健康づくりのための食習慣改善のきっかけとして「～が気になる方に」という効能効果を表示することを日本政府から認可された食品。通称「トクホ」「特保」と呼ばれる。健康増進法に基づく特別用途食品に含まれる。 2. 栄養機能食品 食生活等の理由により、不足しがちな栄養成分の補給を目的とした食品。特定の栄養素を厚生労働省の設定した基準を含んでいれば、食品衛生法に基づき、表示が許可される。前述の特定保健用食品とは異なり、厚生労働大臣の認可は必要なく、基準を満たしていれば表示できる。	厚生労働省	国による安全性や機能性の認定による PR 効果がある。	
処理高度化施設整備計画の認定	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第9条	畜産業を営む者が作成した処理高度化施設の整備に関する計画を認定する。	農林水産省	日本政策金融公庫から、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うための資金「畜産経営環境調和推進資金」の融資対象となる。	
安全性優良事業所認定制度（Gマーク認定制度）	貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業者（トラック運送会社）の安全性を評価し広く公表するために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関に指定されている社団法人全日本トラック協会が国土交通省と協議の上 2003 年より実施している認定制度である。	国土交通省	1. 認定証の交付を受けるとともに認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証として使用することが認められる。 2. 国土交通省が貨物自動車運送事業者に対して行う行政処分の付加点数について通常は累積期間が 3 年であるが、安全性優良事業所においては処分日から過去 2 年間に違反点数の付与がない場合累積期間が 2 年に短縮される。 3. IT 点呼の導入（通常は対面点呼） 4. CNG トラック等に対する補助について、要件緩和	
地域商店街活性化	地域商店街活性化法	商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取り組みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進し、商店街の活性化や、商店街を担う人材対策の強化を推進する。	経済産業省 （中小企業庁）	1. 認定事業に対する補助金の補助率（中小商業活力向上補助金）を最大で 1/2 から 2/3 に引き上げる 2. 認定事業を行う商店街等に土地を譲渡した者に対して、15,000 千円を上限に譲渡所得の特別控除を行う。 3. 小規模企業等設備導入資金等助成法の特例により、認定事業を行う小規模企業者に対し設備資金貸付（無利子）の貸付割合の引き上げ（1/2 以内・2/3 以内）を行う。	
緑化施設整備計画認定制度	都市緑地法第 60 条～67 条	良好な都市環境の創出やヒートアイランド現象の緩和を図るため、市町村が定めた「緑の基本計画」において「緑化重点地区」に位置づけられた地区内の建築物の屋上、空地など敷地内での緑化施設の整備に関する「緑化施設整備計画」を市町村長が認定する。	国土交通省	1. 固定資産税の課税標準の特例措置（地方税法附則第 15 条第 12 項）・・・H23 廃止 認定計画に従って新たに整備された緑化施設に対して課する固定資産税の課税標準が、新たに課税されることとなった年度から 5 年度分、2 分の 1 に減額される。 2. 屋上緑化等への助成 屋上または壁面の緑化の設置にかかる経費の一部の助成。（一部の自治体独自の制度）	

以上の調査内容から類似制度におけるインセンティブの内容を整理したところ、規制緩和、施策による支援に大別できた（表 2-8）。

表 2-8 類似制度におけるインセンティブの整理

分類	インセンティブ	類似制度（例）	インセンティブ に対する 法律の根拠
規制緩和	基準の緩和	優良産廃処理業者認定制度	○
		認定こども園	○
	手続の省略・簡略化	認定保護増殖事業等	○
		自然公園事業者	○
		優良産廃処理業者認定制度	○
		認定こども園	○
施策による支援	法的権利の付与	特定非営利活動法人制度（NPO 法人）	○
	税制優遇	特定非営利活動法人制度（NPO 法人）	○
		博物館登録制度	
		エコファーマー認定制度	
	与信	優良産廃処理業者認定制度	×
		エコファーマー認定制度	×
	補助金・交付金	認定こども園	×
		博物館登録制度	×
	適合・優良の保証	優良産廃処理業者認定制度	×
		グリーン購入/グリーン契約 （グリーン購入法/環境配慮契約法）	×
	契約相手方選定時の配慮	優良産廃処理業者認定制度	×
		博物館登録制度	×
認定農業者制度		×	
保健機能食品制度		×	

2.3 動植物園等におけるインセンティブの検討

2.3.1 動植物園等へ適用可能なインセンティブの整理

類似制度調査の結果を踏まえ、動植物園等の公的機能推進の仕組みの適用対象となるインセンティブを整理した（表 2-9）。

なお、所得税法・特別措置法では、国又は地方公共団体、独立行政法人、公益財団法人、学校法人、認定特定公益信託に向けた寄附に対する税制優遇措置が施されているが、私立の動植物園等はこの対象となっていない。

表 2-9 動植物園等の公的機能推進の仕組みの適用対象となるインセンティブの整理

分類	インセンティブ	インセンティブの具体例
規制緩和	基準の緩和	<ul style="list-style-type: none"> すぐれた飼育環境を確保している優良な団体であることを確認認定し、動植物の飼育・保管等の基準を緩和する。 行動計画に対して、適切性を確認認定し、動植物の飼育・保管等の基準を緩和する。
	手続の省略・簡略化	<ul style="list-style-type: none"> 法手続を適切に行い信頼に足る団体であることを確認認定することで、動植物の移動・採取・捕獲等の許可手続きを省略・簡略化する。 行動計画に対して、適切性を確認認定し、動植物の移動・採取・捕獲等の基準を緩和する。
施策による支援	税制優遇	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全への取り組みが優良な団体であることを確認認定し、経済行為に対して減免税する。 優良な団体であることを確認認定し、当該団体に寄付や商取引をした者に対して所得控除等を行う。
	与信	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全への取り組みが優良な団体が資金調達を行う際、利用しやすい融資制度を設ける。
	補助金・交付金	<ul style="list-style-type: none"> 優良な団体に対して、予算措置を行う。
	適合・優良の保証	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全への取り組みが適切であったり、優良であったりすることを国等の公的機関が証することで、利用者が選択する際の判断材料を提供する。
	契約相手方選定時の配慮	<ul style="list-style-type: none"> 国や自治体が発注する業務への参加要件としたり、総合評価や企画審査の際に加点をする。
	表彰（広報）	<ul style="list-style-type: none"> 国等の公的機関におけるホームページ等で公表する。
その他	設権行為	<ul style="list-style-type: none"> 優良な団体であることを確認認定し、本来有していない権利を与える。 行動計画に対して、適切性を確認認定し、本来有していない権利を与える。
	法令による位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 法令等に、動植物園等の公的機能として、生物多様性保全を位置づける。

2.3.2 インセンティブ付与の対象の整理

インセンティブを付与する対象としては、生物多様性保全に関する行為・計画を行っている団体と、その行為・計画そのものが考えられる。そこでインセンティブ別にそれを付与できる対象について、整理を行った。

まず、団体に対して規制緩和を行う場合、法的に権利・義務を有するためには、団体は法人格を有している必要がある。さらに、規制緩和を行ったとしても同等以上の内容が担保されていることが必要である。業法においては、その法人が業を適切に営む能力を有することを確認するため、資本やフロー等を評価するとともに、一定の能力を有した者を配置することを義務づけることが行われる。本検討においては、既存の動植物園の運営を規制するものではないことから、新たな資格制度を設けて有資格者を配置することを義務づけることを想定できず、団体に対して規制緩和を行うことは適切ではないと考えられる。

一方、行為・計画に対する規制緩和は、あらかじめ行動計画を審査し、それに基づく行動に対して規制を緩和することになり、それを実施する主体の法人格を問わずに個々の法律の主旨に沿った規制の緩和が可能である。

次に、施策による支援については、与信および契約相手方選定時の配慮はそもそも団体向けのインセンティブである。補助金や交付金の支給は、行政目的遂行のために設けられる制度で、予算の範囲内でより高い行政効果が期待できるものに対して行うのが一般的である。そのため、それぞれの団体の計画に対して審査を行い、交付するのが一般的といえる。また、表彰や広報などに関しては、行為を行っている団体そのものに表彰・広報する場合と、行為・計画そのものを表彰・広報する場合と両方が考えられるが、団体若しくは団体代表者に対しておこなうことが多い。

以上を整理すると、下記の表のようになる。

表 2-10 本仕組みの中でインセンティブを受ける対象の整理

インセンティブ		インセンティブを付与する対象	
分類	施策の具体的内容	団体	行為・計画
規制緩和	基準の緩和	本来の規制目的を満たす質を保障できる見込みがなければ困難	○
	手続の省略・簡略化		○
施策による支援	与信	○	—
	補助金・交付金	(○)	○
	適合・優良の保証	○	○
	契約相手方選定時の配慮	○	—
	表彰（広報）	○	○
その他	法令による位置づけ	○	○

2.3.3 動植物園等から求められるインセンティブの検討

仕組みにおいて推進してゆく動植物園等の公的機能は、検討会での検討結果をもとに、動植物園等の生物多様性保全に係る機能を中心に検討を進めることになった。そこで、動植物園等が生物多様性保全のための活動を行う際の課題や要望について整理を行い、動植物園等から求められるインセンティブとは何かを検討した。

まず、動植物園等が生物多様性保全のための活動を行う際の課題や要望は表 2-11 のように整理された。表 2-9、表 2-10 のインセンティブの整理を踏まえ、課題や要望の詳細等とそれに応じたインセンティブの例を表 2-12～表 2-15 に記載している。

表 2-11 動植物園等が生物多様性推進のための活動を行う際の課題一覧

課題分類	課題
位置づけ	生物多様性保全活動の位置づけの欠如
	継続性の担保が困難
	研究の位置づけがない
	法律上の区分が的確でない
手続き	国内法における手続きが煩雑 <ul style="list-style-type: none"> ● 希少種の採取、捕獲、移動 ● 希少種の緊急避難、野生復帰 ● 品種の現状変更 ● 傷病鳥獣の保護、飼養
	外来生物の展示の手続きに時間を要する
	海外からの輸入の手続きが煩雑
展示する動植物の確保 (手続き以外の課題)	展示動物を海外に求める際に、高い飼養環境を求められる。
	繁殖するための個体の確保が困難
人材不足・人材育成	技術を持った人材の不足
	啓発のための人材不足
協力体制	専門機関との研究協力体制が不十分
	ネットワークの不足
	民間の愛好家の技術・情報をつなぎとめる制度がない
経営	展示施設・設備の整備が困難
	施設・設備の不足
	普及啓発と集客の両立が困難
	レクリエーションと動物福祉間で軋轢がある
	予算の不足 <ul style="list-style-type: none"> ● 傷病鳥獣保護のための予算 ● 域外繁殖のための予算 ● 企画展示の予算 ● 研究のための予算

表 2-12 動植物園等の公的機能推進における課題と施策－1

公的機能推進における課題		公的機能推進に向けたインセンティブ例	
課題の具体的内容	制約となっている法律	分類	具体的内容
<p>【生物多様性保全活動の位置づけの欠如】</p> <ul style="list-style-type: none"> 種の保全事業は動物園の役割としての法的根拠がないため、税金を用いる合理的な説明が困難である。 種の保全事業は実績が上がるのに時間を要するため、指定管理者制度において、業務提案の中に位置づけにくい。 植物園は植物多様性保全拠点ネットワークを形成し、新宿御苑を種子保存施設として位置づけている。しかし、庭園・公園である新宿御苑がかかる機能を有することを理解していない園も多い。 	—	法令による位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 法令等に、動植物園等の公的機能として、生物多様性保全を位置づけ
<p>【継続性の担保が困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 種の保全事業を国・JICA等のプロジェクトで実施する場合、実施期間が定められている。希少種の飼育・栽培・繁殖（遺伝的多様性を考慮した保険個体群の維持）の継続性が担保できない。 設置主体の自治体の首長（民間なら社長）によって生物多様性保全への取り組み方針が変わることがある。場合によっては、事業そのものの存続が危ぶまれることが起こり得る。 	—	<p>施策による支援</p> <p>法令による位置づけ</p>	<ul style="list-style-type: none"> 補助金・交付金 税制優遇 法令等に、動植物園等の公的機能として、生物多様性保全を位置づけ
<p>【研究の位置づけがない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方自治体が飼育・栽培・繁殖技術等に関する研究を実施する法的根拠がない。 	—	<p>法令による位置づけ</p> <p>施策による支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法令等に、動植物園等の公的機能として、研究を含む生物多様性保全を位置づけ その他（ネットワーク構築への支援）
<p>【法律上の区分が的確でない】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物愛護管理法では、動物園とペットショップの扱いの区分が同じである。動物園は生物多様性保全や環境教育に取り組んでおり、営利目的のペットショップと同じ扱いを受けることは不満で、モチベーションが保てない。 	<p>【動物愛護管理法 第21条】</p> <p>第1種及び第2種動物取扱業は動物の健康及び安全を保持し、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、動物の管理方法等に関する基準の遵守義務がある。</p>	規制のあり方の再検討	<ul style="list-style-type: none"> 動物園等の持つ公的機能を評価して認定することにより、一般のペットショップとの差別化を図れる可能性が出てくる。

表 2-13 動植物園等の公的機能推進における課題と施策－2

公的機能推進における課題		公的機能推進に向けたインセンティブ例	
課題の具体的内容	制約となっている法律	分類	具体的内容
<p>【手続きが煩雑 (希少種の採取、捕獲、移動) (希少種の緊急避難、野生復帰) (品種の現状変更) (傷病鳥獣の保護、飼養)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 希少種は緊急避難・野生復帰の際の移動許可手続きが煩雑である。 ワシントン条約における希少動物の移動の許可手続きが煩雑なため、植物の枯死のおそれがある 手続きを簡略するための研究機関登録の規定が定められていない。 生息地・生育地保全を目的とした希少種の捕獲や移動の許可手続きが煩雑である。 希少種の飼育・栽培・繁殖の際、採取・捕獲手続きが煩雑であり、法的な制約が大きい。 生態展示の際に要する希少種の捕獲・採取・移動の許可手続きが煩雑である。 希少園芸品種の栽培の際、品種の現状変更の許可手続きが煩雑である。 飼育・栽培・繁殖技術等に関する研究を目的とした希少種の捕獲や移動の許可手続きが煩雑である。 傷病鳥獣の保護、飼養の際の鳥獣の捕獲や移動の許可手続きが煩雑である。 農作物や樹木などの植物を害虫から守るため、これらを守る昆虫(検疫有害動植物)の輸入が植物防疫法により禁止されている。植物への加害性がよく知られていないものについて、種ごとに文献調査などを行って植物防疫法の規制の対象になるかどうかの判定を行う必要があるため、時間がかかり、手続きが煩雑である。 	<p>【種の保存法 令第3条】 海外の動植物園等との間での譲渡のための特定国内希少動植物種(商業的に繁殖可等)以外の国内希少動植物種の輸出(輸入)は、適法な捕獲であること、及び国際的に協力して学術研究又は繁殖する目的であって種の保存に支障がない旨の環境大臣の認定書の交付(輸出国の政府機関の発酵する証明書)を受けていることが必要。</p> <p>【種の保存法 第9条、10条】 国内希少野生動植物・緊急指定種の捕獲等の禁止、学術研究、繁殖目的の場合の環境大臣の許可が必要。</p> <p>【種の保存法 第47条】 認定保護増殖事業として実施する行為には捕獲許可が必要。</p> <p>【文化財保護法 125条】 天然記念物として指定されている動植物を現状変更(捕獲・採取・移動等)する際に文化庁長官の許可が必要。</p> <p>【鳥獣保護法 第8条、9条】 動物園における鳥獣(鳥類又はほ乳類に属する野生動物)の展示、保護増殖等のための捕獲に係る都道府県知事又は環境大臣の許可(博物館、動物園その他これに類する施設における展示目的)が必要。</p> <p>【鳥獣保護法 第19条】 許可を受けて捕獲した鳥獣(狩猟鳥獣以外)を飼養する場合は都道府県知事への登録が必要。登録鳥獣を譲渡等行う場合は都道府県知事への届出が必要。</p> <p>【水産資源保護法 第4条】 水産資源の保護培養のため必要がある場合、水産動植物の採捕に係る農林水産大臣又は都道府県知事による許可が必要。</p> <p>【自然公園法 第20条、22条】 特別地域・海域公園地区において、国立公園及び国定公園ごとに環境大臣が指定する動物、高山植物その他の植物を、特別保護地区においては、あらゆる動物、植物(木竹以外)を捕獲又は採取する際に、環境大臣・都道府県知事による許可(学術研究その他の公益上必要でその場所以外では目的が達せられない場合、絶滅危惧種の場合は保護増殖を目的とし、当該地域での保全に資する場合)が必要。</p> <p>【植物防疫法 第7条】 何人も、検疫有害動植物を輸入してはならない。ただし、試験研究の用その他農林水産省令で定める特別の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>	<p>規制緩和</p> <p>施策による支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手続の省略・簡略化 • その他(柔軟な運用) • その他(手続きの情報提供) • その他(情報共有の推進)
<p>【外来生物の展示の手続きに時間を要する】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外来生物外来生物を展示(輸入、捕獲・採取、運搬、飼育・栽培等)する場合は事前に許可を取得する必要がある。 	<p>【外来生物法 第4条～8条、規則第5条】 動植物園等による特定外来生物の飼養にあたっては主務大臣の許可(博物館、動物園その他これに類する施設における展示目的)が必要。特定飼養施設の基準の遵守義務あり。</p>	<p>規制緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 手続の省略・簡略化
<p>【海外からの輸入の手続きが困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> 動物の輸入届出制度によって、動物を海外から連れてくるのが難しい。国によっては規則が明文化されておらず、衛生証明書の発行機関・証明様式が異なる。また、同じ国でも州によって扱いが異なる場合もあり、許可が下りないケースもある。 	<p>【感染症法 第56条の2/動物の輸入届出制度】 動物(哺乳類(検疫対象動物を除く)及び鳥類)等を輸入する者は、当該動物の種類、数量その他の事項を厚生労働大臣(検疫所)に届出が必要。その際には、動物毎に定められた感染症にかかっていない旨等を記載した輸出国政府機関発行の証明書の添付が必要。</p>	<p>規制緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> • その他(柔軟な運用)

表 2-14 動植物園等の公的機能推進における課題と施策－3

公的機能推進における課題		公的機能推進に向けたインセンティブ例	
課題の具体的内容	制約となっている法律	分類	具体的内容
【展示するための動物の飼育基準が高い】 ・展示のため、海外から動物を入手する場合、飼育環境基準が高い。	—	施策による支援	・その他 (飼育環境向上への支援)
【繁殖するための個体の確保が困難】 ・ファウンダー（野生由来の繁殖親個体）の確保が困難である。	【種の保存法 第9条、10条】 国内希少野生動植物・緊急指定種の捕獲等の禁止、学術研究、繁殖目的の場合の環境大臣の許可が必要。	施策による支援 規制緩和	・その他 (域外保全の役割を評価し、域内保全とバランスを確保) ・手続の省略・簡略化 ・基準の緩和
【技術を持った人材の不足】 ・種の保存に取り組む人材が不足している。後継者の育成も必要であるが、指定管理者制度によって、種の保存に熱心な技術者・管理者を必ずしも継続して雇用できない。	【地方自治法第244条の2】 地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効率的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者に、当該公の施設の管理を行わせることができる。条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。	施策による支援	・その他 (人材の適切な評価) ・その他 (人材育成の視点に立った運用)
【啓発のための人材不足】 ・生物多様性保全活動等に関する情報発信をするための技術・人材が不足している。 ・説明を行う人材やプログラムを実施する教育担当職員が不足しており、将来的に現在の水準維持は困難である。 ・園芸文化の保存・継承を担う人材が高齢化し、不足している。 ・園外の野生生物観察会、学校への派遣等の人材が不足している。 ・一般市民に分かりやすい啓発素材を作れる人材が不足している。 種の保存に関する話題の変化が早く、啓発素材の更新が追い付かない。	—	施策による支援	・その他 (人材の適切な評価) ・その他 (人材育成の視点に立った運用) ・補助金・交付金等
【専門機関との研究協力体制が不十分】 ・大学と協力した、環境エンリッチメント向上の研究が十分でない。	—	施策による支援	・その他 (大学との連携推進)
【ネットワークの不足】 ・動物交換の情報共有ネットワークがないため、他施設との情報交換が困難である。 ・人材交流のためのネットワークが不足している。	—	施策による支援	・その他 (ネットワーク構築への支援)
【民間の愛好家の技術・情報をつなぎとめる制度がない】 ・植物園にない、栽培技術、生育地情報を民間の愛好家が有している場合がある。これらは会報等に記載されていることも多いが、近年散逸の危機にある。	—	施策による支援	・その他 (民間技術のアーカイブ化) ・その他 (民間の人材の活用)

表 2-15 動植物園等の公的機能推進における課題と施策－ 4

公的機能推進における課題		公的機能推進に向けたインセンティブ例	
課題の具体的内容	制約となっている法律	分類	具体的内容
<p>【展示施設・設備の整備が困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設改修にあたり、普及啓発のための掲示の更新等の対応が追いつかない場合がある。 ・環境エンリッチメントが不十分で常態行動を取る個体がいる。環境エンリッチメントは個体により異なり、統一の基準の制定が困難である。施設の立地条件から確保できる広さに限界がある。 	—	施策による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金・交付金等 ・その他 (技術的指針を設けることによる動物福祉学の発展への支援)
<p>【普及啓発と集客の両立が困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者からは定番動物の展示を求める声も多い。そのため種の保存を必ずしも優先できない。 ・種の保存に関する展示は必ずしも集客力が高くない。 	—	施策による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・表彰 (広報) (生物多様性保全への取り組みの評価) ・その他 (希少種飼育への支援)
<p>【レクリエーションと動物福祉との両立が困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物とのふれあいが動物福祉に反するという指摘を受けることがある。 	<p>【動物愛護管理法 第 21 条】</p> <p>第 1 種及び第 2 種動物取扱業は動物の健康及び安全を保持し、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、動物の管理方法等に関する基準の遵守義務がある。</p>	施策による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・その他 (ふれあいと動物の福祉が両立できるルールづくり) ・その他 (理解醸成への支援)
<p>【予算の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・傷病鳥獣の数が多く、補填される経費も少ないため、負担が大きい。 ・域外繁殖は経済的に有利な種に限定される。 	—	施策による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金・交付金等
<p>【予算の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画展示の予算の確保が困難である。 	—	施策による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金・交付金等 ・表彰 (広報)
<p>【予算の不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝的多様性を調査する実験装置は高価なため、技術の進歩に沿って交換できない。 	—	施策による支援	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金・交付金等 ・税制優遇

3. 仕組みの対象の検討のための整理

動植物園等の公的機能推進のための仕組みの主な対象としては、まず動植物園等が想定されるが、さまざまなタイプの動植物園等が存在し、その定義も一つではない。さらに動植物園等で実施されている活動もさまざまである。そこで、仕組みの対象の検討のための整理として、動植物園等の定義の確認、動植物園等の公的機能や生物多様性保全に関する活動について整理を行った。

3.1 動植物園等の定義等の整理

まず、動植物園等が法律等においてどのように定義されているか確認、整理を行った。

(1) 博物館法の運用で用いられている定義

博物館法では、博物館の目的の他、登録博物館の要件や学芸員等の必置義務などが定められている。動物園、水族館、植物園、動植物園は、自然科学系博物館の一形態とされているが、これは法第8条に基づいて規定された「公立博物館設置及び運営に関する基準」²の中に記載があり、施設規模や展示種数などが規定されている

これらに記載されている定義や基準について表 3-1 に整理を行った。

²公立博物館設置及び運営に関する基準（文部省告示第164号、平成10年12月7日文部省告示第161号改正）

表 3-1 博物館法における動植物園等の定義のまとめ

博物館法における博物館の定義	資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関			
公立博物館設置及び運営に関する基準				
自然系博物館の定義	自然界を構成している事物若しくはその変遷に関する資料又は科学技術の基本原理若しくはその歴史に関する資料若しくは科学技術に関する最新の成果を示す資料を扱う博物館			
施設	定義	必要な設備	施設の面積	育成・展示する資料数
動物園	自然系博物館のうち、生きた動物を扱う博物館で、その飼育する動物が 65 種以上のもの	動物飼育展示施設、仮収容施設、動物診療施設、検疫施設、調飼用施設、飼料庫、汚物・汚水・塵芥処理施設等	建物の延べ面積 20 平方メートルに平均同時利用者数 ³ を乗じて得た面積	65 種 325 点ないし 165 種 825 点
水族館	自然系博物館のうち、生きた水族を扱う博物館で、その飼育する水族が 150 種以上のもの	展示水槽、放養及び飼養池、予備水槽、循環装置、治療施設、調飼用施設等	敷地の面積 4,000 平方メートル	150 種 2,500 点
植物園	自然系博物館のうち、生きた植物を扱う博物館で、その栽培する植物が 1500 種以上のもの	圃場、育種室、さく葉庫、病理施設、園内特別植物管理施設等	敷地の面積 200,000 平方メートル	1500 種 6,000 樹木

※昆虫施設については博物館法では定義されていない

³ 平均同時利用者：((年間利用者数(又は年間利用者見込数)×1日利用者1人の平均利用時間数)／年間公開時間数)×1.5

(2) 日動水における基準

日動水では、新規に入会しようとする者には入会基準（本報告書「7 付属資料」に記載）を満たしているかを審査し、入会の可否を判断している。施設面積、飼育種数や頭数についての具体的定めはなく、「概ね動物園・水族館活動に支障がないと認められる内容を備えていること」を基準としている。

(3) 日植協における基準

日植協が定めている「植物園の設置及び運営に関する基準（指針）」には以下のように植物園について記載されていた。

表 3-2 植物園の設置及び運営に関する基準（指針）⁴

「植物園」とは、国及び地方公共団体若しくは法人、個人の設置する植物園、又はこれと同等と認められる施設をいい、その設置の目的によって「総合植物園」「専門植物園」とする。
「総合植物園」とは、観賞を通じて植物に関する知識をたかめ、自然に親しむ心を養うために、主として多数の植物を収集、育成、保存し、あわせて学術研究等に資する植物園をいう。
「専門植物園」とは、特定の目的のために、主として特定の植物を収集、育成、保存して展示する植物園、もしくはこれに類する施設をいう。

また、同指針において植物園の基準については、下記のように記載されている。

表 3-3 植物園における基準

分類	敷地	生体展示資料	教育活動
総合植物園	20 ヘクタール以上を標準	1500 種以上	・植物名や解説を記したラベルづけ ・所在地付近の植物に関する普及啓発
専門植物園	0.3 ヘクタール以上を標準	500 種以上	

⁴ 公益社団法人日本植物園協会における植物園の設置及び運営に関する基準
http://www.syokubutsuen-kyokai.jp/outline/dl_files/kijun.pdf

3.2 動植物園等を持つ公的機能の確認

仕組みで推進してゆく動植物園等の公的機能を絞り込むための整理として、動植物園等が持つ公的機能を再確認、整理した。

3.2.1 動物園、水族館の公的機能

日動水では、動物園・水族館が目標としている4つの目的として、「種の保存」、「教育・環境教育」、「調査・研究」、「レクリエーション」を掲げている（表 3-4）。

表 3-4 日本動物園水族館協会 4つの目的⁵

目的	目的のために行っている活動例
種の保存	繁殖による飼育展示動物の維持
	繁殖した動物による野生群の回復
	調査研究とその発表
教育・環境教育	ガイドによる動植物の説明
	動物教室
	野外観察会
調査・研究	動植物たちの生態をよく知り、動物園や水族館で快適に暮らせるようにするための研究
レクリエーション	楽しく過ごしながら、「命の大切さ」や「生きることの美しさ」を感じ取ってもらえるレクリエーションの場の提供

⁵（公社）日本動物園水族館協会 調べてなにするところ？

<http://www.jaza.jp/about.html>

3.2.2 植物園の公的機能

植物園の設置及び運営に関する基準に記載されている植物園の主な活動として以下のようなものがある。

表 3-5 植物園の主な活動⁶

活動名
植物の収集
植物の育成
植物の保存
植物の展示 展示（植物はすべて生きたまま展示するのを原則とする。ただし、保存、研究、又は屋内展示のためのものはこの限りではない。） 目録、解説書の作成
植物に関する図書、文献資料、調査研究資料の収集整理 展示する植物に関する情報収集 その所在地付近の植物に常に深い関心を持ち資料を整備
学術研究
植物園間の相互努力、及び植物交換等
普及活動 学校その他の社会教育施設、関係諸団体等と密接に提携し、友の会を組織する等自然愛護、園芸愛好、植物に対する関心をたかめるための各種の普及活動

⁶ 公益社団法人日本植物園協会における植物園の設置及び運営に関する基準
http://www.syokubutsuen-kyokai.jp/outline/dl_files/kijun.pdf

3.2.3 昆虫施設の公的機能

全国昆虫施設連絡協議会は、昆虫施設間の情報連携を目的としたもので、日本動物園水族館協会や日本植物園協会のような役割は担っていない。そこで、昆虫施設の公的機能は、昨年度報告書の調査結果、文献・インターネット調査、生物多様性に関する活動を進めている伊丹市昆虫施設へのヒアリング結果をもとに、整理を試みた。

昆虫施設をその活動の概要から生体展示施設、地域環境ガイド施設、複合施設に分類した(表 3-6)。

表 3-6 昆虫施設の種類⁷

種類	活動の概要
生体展示施設	昆虫の生体展示とその生態説明 国内外の珍しい昆虫の展示を中心とするケースが多い
地域環境ガイド施設	施設周辺の自然環境の紹介 域内の自然環境を説明するために昆虫を展示
複合施設	生体展示と地域環境ガイドを兼ねた施設 国内外の珍しい昆虫だけでなく、域内に生息する昆虫全般を展示するケースもある

また、昆虫施設で行っている主な活動の例を以下のように整理した(表 3-7)。

表 3-7 昆虫施設の主な活動⁸

活動名	活動の詳細
展示	昆虫の生体展示とその生態説明 標本の展示と説明
種の保全	国内希少種の飼育・繁殖 外来種駆除
普及啓発	地域環境ガイド(施設周辺の自然環境の紹介) 企画展 野外観察活動 学校等への出向授業
調査研究	飼育技術 標本の収集 昆虫生態研究
レクリエーション	ふれあいの場

⁷ 平成 25 年度 動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会報告書 P10 「(3)昆虫施設」より

⁸ 伊丹市昆虫館へのヒアリングより

3.2.4 動植物園等が持つ主な公的機能の整理

これまでの整理を元に、動植物園等が公的機能推進の仕組みの検討のために、動植物園等が持つ主な公的機能を大きく次の4つに整理するとともに、それらの公的機能の具体的な活動の例を挙げた（表 3-8）。ただし、この公的機能の示し方はあくまで整理方法のひとつであり、すべての動植物園等における公的機能がこの4つに集約されるということではない。

4つの機能のうち、レクリエーションは都市公園がもつ機能と重なっている。実際に公立動植物園の多くは都市公園として整備されており、都市公園法の下での都市公園制度に基づき様々な施策が展開されている。

また、調査・研究については、純粋科学である理学的研究から種の保存を目的とした実用的な研究、さらには動植物園を社会科学的に捉えた研究など、その内容は非常に幅広い。その中でも、種の保存や普及啓発に繋がるような調査・研究や環境教育に関する調査・研究の発展が、生物多様性保全の推進には必要である。

表 3-8 動植物園等の主な公的機能の全体像の示し方の一例と具体的な活動例

公的機能	具体的な活動の例
種の保存	動植物の収集・保存
	動植物の飼育・育成
	繁殖（生きものの維持）
	繁殖した生きものによる野生群の回復
環境教育・普及啓発	動植物の展示
	目録、解説書の作成
	ガイドによる動植物の説明
	園内における普及活動・人材育成（企画展、動物教室、シンポジウム等）
	園外における普及活動・人材育成（野外観察会、小学校等への講師派遣等）
	人材交流
	他施設との情報交換、ネットワークへの加入
国際連携・国際協力	
レクリエーション	余暇・レジャー等のレクリエーションの場の提供
調査・研究	学術的な研究
	資料収集

なお、それぞれの公的機能は明確に分けられるものではなく、それぞれお互いに密接に関係している（図 3-1）。例えば、日動水は、動物園水族館の目的として、レクリエーションの場として、楽しく過ごしながら、「命の大切さ」や「生きることの美しさ」を感じ取ってもらえることを掲げているが、これは環境教育プログラムであるともいえる。また、繁殖技術に関する研究は、科学技術の振興のためだけではなく、種の保存を進めていく上でも重要である。

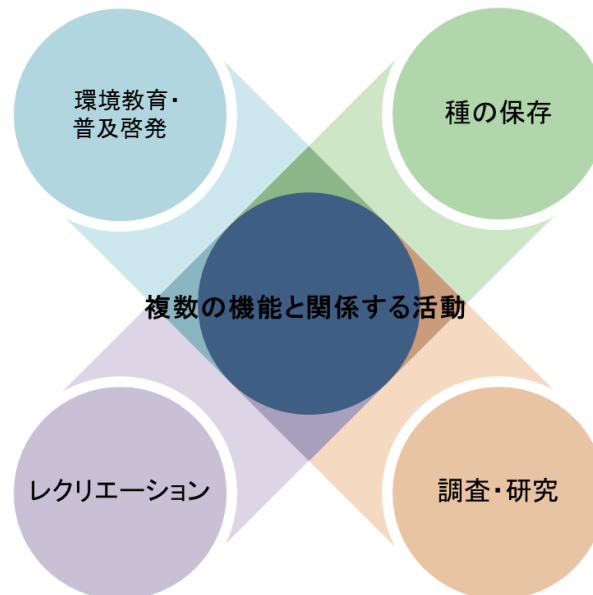


図 3-1 動植物園等が持つ主な公的機能とそれぞれの関連性（イメージ図）

3.3 動植物園等が持つ生物多様性保全に関する活動の整理

仕組みを用いて推進してゆく動植物園等の公的機能は、検討会での検討結果をもとに、生物多様性保全に関する公的機能となった。生物多様性保全の推進を目指すことを踏まえ、生物多様性基本法における基本施策を表 3-9 のように確認し、その詳細を本報告書の「7. 付属資料」に記載した。次に、あらためて、動植物園等が行っている生物多様性保全に関する主な活動について整理するとともに、それら活動と生物多様性基本法における基本施策との関係について表 3-10 で整理した。

なお、ここで記載している活動はすべての動植物園等が等しく取り組んでいるものではない。それぞれの動植物園の特色に応じて、取り組みには濃淡がある。どの動植物園等でも広く実施されている可能性が高いのは、動植物の収集・保存、飼育・育成・繁殖、生体（生態）展示と啓発に関する活動である。ただし、これらの活動は規制による手続きの煩雑さ等により、課題があることが分かっている。一方、実施がそもそも困難であるのは、集客に直接つながらないような活動、専門的な人材が必要な活動、人手が必要な活動、専門的な技術、知見、設備が必要なものであろう。そのような活動としては、生物多様性に関する普及活動、人材育成、生物多様性に関する調査・研究などがあげられる。

表 3-9 生物多様性基本法における基本施策

1 保全に重点を置いた施策	1－① 地域の生物多様性の保全 1－② 野生生物の種の多様性の保全等 1－③ 外来生物等による被害の防止
2 持続可能な利用に重点を置いた施策	2－① 国土及び自然資源の適切な利用などの促進 2－② 遺伝子など生物資源の適正な利用の推進 2－③ 生物多様性に配慮した事業活動の促進
3 共通する施策	3－① 地球温暖化の防止等に資する施策の推進 3－② 多様な主体の連携・共同、民意の反映及び自発的な活動の促進 3－③ 基礎的な調査などの推進 3－④ 試験研究の充実など科学技術の振興 3－⑤ 教育、人材育成など国民の理解の増進 3－⑥ 事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進 3－⑦ 国際的な連携の確保及び国際協力の推進

表 3-10 動植物園等における生物多様性基本法の基本施策と関係が深い活動

公的機能	生物多様性に関連が強い活動の例			特に関係が深い生物多様性基本法における基本施策	
				最も関係が深い施策	その他関係が深い施策
種の保存	域外保全	収集・保存	生殖細胞の凍結保存、種子の低温保存 種子収集（植物園） 大学等からのコレクションの受け入れ（植物園）	1-② 野生生物の種の多様性の保全等	1-①地域の生物多様性の保全 2-② 遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
		飼育・育成・繁殖	健康の維持 品種の維持・繁殖 国際的機関への登録	1-② 野生生物の種の多様性の保全等	1-①地域の生物多様性の保全 3-⑦国際的な連携の確保及び国際協力の推進
	域内保全	生息地の保全	環境改善活動（火入れ、草刈り、森林管理、巣箱かけ、給餌施設等）	1-①地域の生物多様性の保全	1-②野生生物の種の多様性の保全等 2-① 国土及び自然資源の適切な利用などの促進
		外来生物対策	防除活動 市民からの受け皿（譲受）	1-③ 外来生物等による被害の防止	1-①地域の生物多様性の保全 1-② 野生生物の種の多様性の保全等 2-① 国土及び自然資源の適切な利用などの促進
域外保全、域内保全のどちらにも関係	傷病鳥獣の受け入れ（おもに動物園、水族館）	傷病鳥獣の治療、馴化訓練、放鳥・放獣、終生飼養（バックヤード飼養等）	1-① 地域の生物多様性の保全	1-②野生生物の種の多様性の保全等 2-① 国土及び自然資源の適切な利用などの促進	
	野生復帰	野生復帰前提の飼育法導入（バックヤード飼育等） 馴化訓練	1-① 地域の生物多様性の保全	1-② 野生生物の種の多様性の保全等 2-① 国土及び自然資源の適切な利用などの促進	
環境教育・普及啓発	生体（生態）展示と啓発		生体（生態）展示 種名表示、施設内での解説掲示、スタッフによる口頭説明 パンフレットやウェブサイトでの情報発信等	3-⑤教育、人材育成など国民の理解の増進	1-① 地域の生物多様性の保全 1-② 野生生物の種の多様性の保全等 1-③ 外来生物等による被害の防止 3-②多様な主体の連携・共同、民意の反映及び自発的な活動の促進
	生物多様性の推進に関する普及活動		生物多様性に関する企画展、シンポジウム等 希少種等を扱った動物教室、希少種等の野外観察会 等		
	生物多様性の推進に関する人材育成		スタッフの養成カリキュラム、ボランティアの育成 飼育繁殖技術向上のための技術指導、情報交換		
	連携		域外保全のためのシステムへの参画（例：植物多様性拠点園ネットワークへの参画） 国際連携・国際協力	3-②多様な主体の連携・共同、民意の反映及び自発的な活動の促進	1-① 地域の生物多様性の保全 1-② 野生生物の種の多様性の保全等 3-⑤教育、人材育成など国民の理解の増進 3-⑦国際的な連携の確保及び国際協力の推進
レクリエーション	自然との触れ合いの場及び機会の提供等			3-⑤教育、人材育成など国民の理解の増進	
調査・研究	生物多様性に関する研究		希少種等の飼育育成繁殖手法の研究 生態に関する研究 動物のエンリッチメントに関する研究（動物園、水族館） 植物分類学（植物園） 外来種の管理手法（防除等）の研究開発	3-④試験研究の充実など科学技術の振興	1-① 地域の生物多様性の保全 1-② 野生生物の種の多様性の保全等 1-③ 外来生物等による被害の防止
	生息環境のモニタリング・調査		域内保全のための生息環境のモニタリング・調査	3-③基礎的な調査などの推進	1-① 地域の生物多様性の保全 1-② 野生生物の種の多様性の保全等

4. 同様の機能を有する施設に関する現状と課題に関する調査

動植物を飼育栽培し生物多様性保全の推進に取り組んでいる施設は、動植物園等以外にも学校、研究機関、環境学習施設、企業など様々ある。それらが動植物園等の公的機能推進の仕組みの対象になりうるかの検討につなげるため、動植物園等以外の施設等における生物多様性保全に関する活動について整理を行った。

4.1 動植物を飼養栽培する施設の整理

これまでの検討では、動植物園等を「動植物を飼養栽培している施設」という前提のもとに検討してきたため、本節では動植物園等以外で動植物を飼養栽培している施設（主体）の確認を行った。

なお、動植物を飼養栽培している施設以外にも生物多様性保全を行っている主体として、森林、国立公園、干潟等の自然の場において、野生動植物の保護に取り組んでいる組織（例：NPOによる自然保護活動）がある。しかし、動植物を飼養栽培しているとはいえ、生物多様性地域連携促進法など推進するための仕組みが既に存在することから、本検討からは除外した。

4.1.1 動植物を飼養栽培している施設

動物愛護管理法では、哺乳類・鳥類・爬虫類について表 4-1 のように区分されており、飼育展示する場合には、動物展示業者としての届出が必要である。

表 4-1 動物愛護管理法の対象となる動物とその区分

動物愛護管理法の対象：哺乳類・鳥類・爬虫類		
区分	定義	主な飼育場所
家庭動物	家庭や学校などで飼われている動物	家庭や学校
実験動物	科学的目的のために研究施設などで飼われている動物	研究施設
産業動物	牛や鶏など産業利用のために飼われている動物	畜産施設
展示動物	展示やふれあいのために飼われている動物	動物園、ふれあい施設、ペットショップ、ブリーダー、動物プロダクション

動物愛護管理法における区分を参考に、動植物を家庭動植物、実験動植物、産業動植物、展示動植物として区分し、表 4-2 のように整理した。

表 4-2 動植物を飼養栽培している施設の整理

区分	区分の概要	飼養栽培している施設	
		通年の展示あり	通年の展示なし
家庭動植物	家庭や学校などで飼育・栽培されている動植物	・学校※ 等	・家庭（個人収集家も含む） ・ブリーダー 等
実験動植物	科学的目的のために研究施設などで飼養栽培されている動植物	・植物園（薬用植物園、大学付属植物園等）※ 等	・研究機関 ・小売・卸売業者 等
産業動植物	牛や鶏などの動物、養殖されている魚類や、穀類、野菜、木材等の植物で、産業利用のために飼われている動植物	・植物園（薬用植物園、大学付属植物園等）※ 等	・畜産業者 ・養殖業者 ・農家 ・林業 等
展示・保護動植物	展示やふれあい、自然保護のために飼養栽培されている動植物	・動物園・水族館 ・植物園 ・昆虫施設 ・動物ふれあいパーク、乗馬施設、観光牧場 ・商業施設（水槽、植栽等） ・公園（植栽コーナー、ふれあいコーナー） ・学校※ ・企業※ ・環境学習施設 等	・移動動物園・動物サーカス ・小売・卸売業者（ペットショップ等） ・アニマルセラピー業者、動物派遣業 ・老犬ホーム、老猫ホーム ・商業施設（企画展） 等

※関係者のみへの公開の場合あり

4.2 動植物園等以外の施設における生物多様性保全に関する活動

表 4-2 に整理した施設の内、生物多様性保全に関する活動を実施している施設とその活動について表 4-3 のように整理を行った。

表 4-3 動植物園等以外の施設で行われている生物多様性保全に関する活動の例

実施施設	活動概要
企業	企業の CSR 活動の一環として行われる敷地内のため池をビオトープ化したり、企業の森を設定する等の植林や里山管理等の活動
学校	高等学校の中には広大な学校林を有し、郷土種の栽培に取り組んだり、特色ある学校づくりの一環として、昆虫館や水族館を整備して一般に公開したり、郷土の希少種を飼育・栽培し、放流する活動
研究機関	研究機関で研究のために収集し、飼養栽培している希少種の動植物を一般公開
	研究機関におけるおいて希少種の飼育・繁殖等に関する研究
環境学習施設	各地の環境学習施設やビジターセンターにおける、昆虫類や魚類、爬虫類といった比較的簡易な装置で飼育できる種について、環境学習の観点から飼育・展示する活動
家庭	個人で実施している希少な動植物の飼養栽培

また、このほかに、観光牧場や小売・卸売業者等において希少な種を飼養栽培や繁殖させている場合もある。

各活動の現状および課題に関して、実施主体別に次のように整理を行った。

(1) 企業

企業の CSR の一環で、敷地内のため池をビオトープ化したり、企業の森を設定して植林や間伐などの里山管理を行ったりしている場合がある。これらの多くは、地域の自然環境の保全と活動を通じて社員や顧客に対する環境教育効果を狙っている。また、事業箇所において象徴となる種を掲げ（「シマフクロウの森」）、その生息環境の改善を図り、数を増やすための取り組みを行っているところがある（表 4-4）。

表 4-4 企業における活動例

施設名	活動
シマフクロウの森を育てよう！プロジェクト ⁹ （協賛企業・個人による寄付、日本野鳥の会等）における協賛企業	企業からの寄付等をもとに日本野鳥の会が所有する、北海道東部の野鳥保護区に植林し、シマフクロウの住む生態系を復活させようとするプロジェクト。
オムロン野洲事業所 ビオトープ ¹⁰	琵琶湖博物館と連携し、滋賀県が条例で希少野生生物として指定した希少種であるイチモンジタナゴをビオトープで飼育し、域外保全に取り組んでいる。
東邦ガス知緑浜工場 ビオトープ ¹¹	約 7,500 m ² の敷地をもつビオトープ（内 600 m ² が池）を管理。ビオトープでは地域の希少種であるマメナシを栽培している。また、子供を対象とした見学会も開催し、環境教育活動も実施。

企業の CSR 活動における課題として考えられるのは、企業内においては生物多様性保全の専門家がいなことが多くことである。オムロン野洲事業所では、琵琶湖博物館と連携し、学芸員の助言指導を受けてイチモンジタナゴの域外保全に取り組んでいる。この事例のように、専門機関（動植物園等、大学等の研究施設等）と協力することにより、適切な域外保全が進められることになれば、より効果的な活動となることが期待される。また、企業の経営方針次第では事業の継続を担保することが難しいことも課題である。

(2) 学校

高等学校の中には広大な学校林を有し、郷土種の栽培に取り組んでいるところがある。ま

⁹ 日本野鳥の会「シマフクロウの森を育てよう！プロジェクト」

<https://www.wbsj.org/nature/hogoku/fishowl/>

¹⁰ オムロン「工場排水を利用した敷地内ビオトープにイチモンジタナゴを放流」

<http://www.omron.co.jp/press/2011/04/c0421.html> 及びヒアリング議事録より

¹¹ 東邦ガス知緑浜工場 生きものつながりビオトープ

<http://www.tohogas.co.jp/approach/eco/animate/animate-05/>

た、特色ある学校づくりの一環として、昆虫施設や水族館を整備して一般に公開したり、郷土の希少種を飼養栽培し、放流したりするところがあり、これらの活動は、動物園等と匹敵するような成果をもつこともある。

学校において、動植物等を飼養栽培し、生物多様性保全に関する活動の例としては下記のようなものがある。

表 4-5 学校における活動例

施設名	活動
千葉県立西陵高校 昆虫施設 ¹²	高校生が中心となり運営する昆虫標本・生体の展示スペースを一般公開。
大津市立伊香立中学校 伊香立水族館 ¹³	中学生が中心となり運営する水族館。一般公開している。展示は国外希少種が中心である。
学校法人奈良学園 奈良学園中学校・高等学校 ¹⁴	地域の里山を整備し、シュンラン等絶滅危惧種の回帰を支えた。保護者や地域の小学生を招待も行っている。
奈良県立御所実業高等学校 ¹⁵	希少種保全を行う一方、橿原市昆虫館と連携し、普及啓発活動やフィールドミュージアム構想（生態園の構築）に取り組んでいる。

このような学校の活動において、課題として考えられるのは、活動の継続性であり、活動の担当教員が異動した後に継続が難しくなるケースがあることである。

(3) 研究機関

多くの大学では研究のために収集した野生動植物を飼養栽培しているが、それを一般に公開しているところがある。

(財)進化生物学研究所（東京都世田谷区）は、東京農業大学の研究室を母体に発足した研究施設で、マダガスカルの生態の研究を行っている。ここでは、キツネザルを飼育し、動物行動生理学等の実験対象にしているが、飼育しているキツネザルは日本国内で飼育されている総数の7割になる。また、日本国内のすべてのキツネザルの遺伝情報を集めており、将来的には動物園等と協力して域外保全を進めて行こうという考えを有している。ただし、この施設は一般に公開はしているものの、あくまで研究機関であり日動水へは加盟していない。

¹² 千葉県立西陵高等学校 昆虫施設

<http://cms2.chiba-c.ed.jp/naritaseiryu-h/schoollife-1/部活動・その他活動/昆虫施設/>

¹³ 大津市立伊香立中学校 伊香立水族館

<http://www.otsu.ed.jp/ikd-j/ikadatisuizokukann.html>

¹⁴ 奈良学園中学校・高等学校「全国学校ビオトープコンクールにおいて国土交通大臣賞を受賞しました」http://www.naragakuen.ed.jp/news_topics/000222.html

¹⁵ 奈良県立御所実業高等学校環境緑地化「生物多様性の保全」研究班

<http://www.nps.ed.jp/gihs/kankyohp/tenji201501.pdf>

また、京都大学野生動物研究センター熊本サンクチュアリでは、かつて実験動物として利用されていたチンパンジーを引き取って飼養し、繁殖可能個体を動物園に供与するなど域外保全にも寄与している。

表 4-6 研究機関における活動例

施設名	活動
進化生物学研究所 ¹⁶	研究対象であるマダガスカルの動植物を飼養栽培する温室を一般公開。地元小中学生の課外活動を実施。
横浜市繁殖センター ¹⁷	鳥類、哺乳類の希少種の飼育・繁殖技術を研究。
京都大学野生動物研究センター熊本サンクチュアリ ¹⁸	チンパンジーの基礎研究を行うとともに、飼育下繁殖へ寄与

研究施設における生物多様性保全における活動は、専門家である研究者が行うため、非常に高度な活動になる。しかし、一方で研究施設における動植物の飼養栽培は、非公開若しくは限定的公開である場合が多い。また、大学薬学部を設置する際には、附属薬用植物園を設けることが定められ、多くの薬草園が植物園協会に加盟はしているものの前述の植物園の基準を満たしているところは少ない。このような研究機関における動植物の飼養栽培は動植物園等が持つ公的機能に比べ、限定的であるといえる。

(4) 環境学習施設

各地の環境学習施設やビジターセンターで動植物を飼養栽培されているが、動植物の実物を見て体験することを通じて、理解を深めることを目的としている。飼養栽培されている昆虫類や魚類、爬虫類といった比較的簡易な装置で飼育できる種や植物が多い。また、「サケの里親運動」のように、利用者の家庭で有精卵や稚魚を一定の大きさまで育て、一斉放流することで学習効果をもたらそうという取り組みを行っているところもある。

¹⁶ 一般財団法人 進化生物学研究所 ウェブサイト <http://www.nodai.ac.jp/rieb/> 及びヒアリング議事録より

¹⁷ 横浜市繁殖センター ウェブサイト
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/dousyoku/center/>

¹⁸ 京都大学野生動物研究センター熊本サンクチュアリ ウェブサイト
<http://www.wrc.kyoto-u.ac.jp/kumasan/index.html>

表 4-7 環境学習施設における活動例

施設名	活動
札幌市豊平川さけ科学館 ¹⁹	水質悪化により一時期途絶えたサケの回帰を守るため、サケについて学習するための施設として設立。サケの稚魚等を飼育・展示している。第六回さっぽろ環境省生物多様性保全部門優秀賞を受賞 ²⁰ 。
北九州市ほたる館 ²¹	施設内ではほたるを飼育する生態水槽を設置。ほたるを通して地域の水辺の自然環境を学習する施設となっている。

(5) 家庭

コレクターといわれるような個人や愛好会などでは、現在では希少となってしまった昆虫や山野草を飼養栽培していることも多く、動植物園等以上に高い飼育栽培技術を有していることもある。動植物園等が新たな種で域外保全を開始するに当たって、これらの人々が有する技術を活用することで、成功率が格段に向上することが期待できる。

ただし、飼養栽培する個体のトレーサビリティが不十分になりがちであること、地域個体群を考慮しない交配や選抜交配による新品種の作出といったことが行われ、もともとの生息地や自生地に返せないことも考えられる。また、多くの場合は非公開で行われており、動植物園が持つ公的機能に比べ、限定的であるといえる。

¹⁹ 札幌市豊平川さけ科学館 <http://www.sapporo-park.or.jp/sake/>

²⁰ 第 6 回さっぽろ環境賞受賞者

<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/award/result/jyushousha06.html>

²¹ 北九州市ほたる館 <http://www.mizukankyokan.jp/hotarukan/mokuteki.html>

5. 仕組みのあり方のとりまとめ

平成 25 年度から 2 ヶ年にわたり、動植物園等の公的機能の現状と課題を検討し、その課題解決のための方策を検討してきた。ここでは、検討会で出された意見を勘案し、公的機能推進のための方策骨子をとりとまとめた。

5.1 仕組みに対する検討会での委員・オブザーバーからのご意見

5.1.1 仕組みの趣旨

- 動植物園等の生物多様性に関する公的機能に着目する仕組みとする。
- 国において、生物多様性保全における動植物園等の役割を位置づけ願いたい。生物多様性保全施設として位置付けられると各園が取り組みやすい。
- 環境省には生物多様性保全活動をバックアップする仕組みを作ってほしい。

5.1.2 仕組みのあり方

- 動植物園等における生物多様性保全に関する取り組みがきちんと位置づけられ、取り組む施設に対してはインセンティブが与えられるような仕組みとする。
- 将来的には法制度化が必要ではないか。法律で動植物園等を位置づけ、国や自治体の責務を描いた上で、自治体にも対応してもらおうと良いのではないか。
- 個別の行為・計画に着目した方が論理的整合性はあるが、制度には包括性も重要である。行為・計画ごとの申請が必要であれば、手続きは煩雑なままである。園館が基本方針を書く際に根拠とできる法律が必要であり、法律による整備を目指してほしい。
- 生物多様性基本法に基づき、生物多様性保全を推進していくには、動植物園等の役割や自治体の役割を明確にすべきである。
- 動植物園等を、公的機能を持つ施設として位置づける方法もあるのではないか。

5.1.3 仕組みのインセンティブ

- 生物多様性に直接関係するそれぞれの活動を支援するようなインセンティブとする。
- 最初から規制緩和の対象から除外する分野を作らず議論すべきである。
- 規制緩和以外のインセンティブとして、企業からの資金獲得推進のための施策も考えられる。
- 手続きが煩雑という課題に対して、規制緩和を行えば個別には効果はあるが、長期的に見るとその積上げだけでは不十分である。
- 公営の動植物園等では、設置基準に反映されないと自治体に生物多様性保全に関する活動を後押ししてもらうのは難しいと考えられる。
- 公的機能推進の根拠となるのは自治体の条例である。自治体の条例の現状と課題、条例と生物多様性保全の推進がどう繋がるかを考える必要がある。
 - ✓ 動植物園等の大半は都市公園法に基づいているため、条例ではレクリエーションの提供は位置づけられているが、種の保存に関しては位置づけがないと考えてい

る。

- ✓ 条例の中で、植物園を生物多様性保全施設として位置づけ、自治体が役割を認識できるようにすべきである。
- 手続きの省略・簡略化ならばすぐに始められるのではないか。
 - ✓ 手続きの省略・簡略化を行った場合、園館が適切な管理をしているかどうか、国民から問い合わせが来るのではないか。その際、園館は認定を受けている旨説明するであろうが、認定制度について環境省への問い合わせも来ると考えられる。手続きのフォーマットがなくなる場合、園館は適切な管理を行っていることを説明する能力が問われる。規制緩和を行うほど、説明能力も求められるため、動植物園等の負担が減るかどうか慎重に判断すべきである。
 - ✓ 計画文書を作る負担と、個別の問い合わせに対応する負担のどちらが大きくなるかということを個別事例も見ながら検討していくべきである。制度の理念は十分でも、実際に制度を運用すると負担が減らない危険もある。

5.1.4 認定対象

- 団体を認定する場合、対象の線引きが問題となる。一方、行為・計画を認定すれば、自治体の意見に関わらず、動植物園等は対外的に説明がしやすい。ただし、行為・計画の認定であれば、現在でも NPO がエンリッチメント大賞等を実施しているため、それらと区別しにくいのではないか。
- 動植物園等以外の施設を認定対象から除外することに抵抗を感じている。行為・計画を認定するのであれば、動植物園等以外の施設も対象とするべきではないか。現行の種の保存法では、保護増殖計画が立てられていない希少種が今後多数出てくると想定され、これらの種の保存に取り組む団体、行為・計画を認定することもありうるのではないか。

5.1.5 評価

- 行為・計画について応援する仕組みであっても団体の過去の実績も勘案した方が良いのではないか。
- 活動対象を種の保存、環境教育・普及啓発の 2 つに分けているが、係る分類で適切かどうかの検討もさらに必要である。
- 公的機能を一本化せず、各施設の活動の特徴に応じた評価が必要ではないか。

5.1.6 今後の検討

- 公的機能を評価するための客観的な物差し（チェックリスト）の議論が必要である。ただし、これは施設の良し悪しを評価するものではなく、それぞれの公的機能の評価のための基準である。
- 世界的に動物福祉の基準が引き上げられる傾向にあるので、その議論も踏まえる。

5.2 動植物園等の公的機能推進方策のあり方イメージ

動植物園等に対するヒアリングでは、近年は多くの動植物園等で生物多様性保全の重要性を認識し、それに取り組みたいという考えをもっているが、動植物園等の役割として生物多様性保全に関する位置づけや支援策がないため、事業化しにくいという指摘が多数寄せられた。これを踏まえて、本検討では動植物園等が持つ公的機能のうち、生物多様性保全と密接に関連しつつ、支援策が少ない「種の保存」や「環境教育・普及啓発」に関する公的機能の推進を中心に検討を進めることで検討委員や動植物園関係者と合意した。

5.2.1 目的

動物園、水族館、植物園、昆虫園等、動植物を飼養栽培して展示する施設（以下「動植物園等」という。）は、絶滅のおそれのある希少な動植物の種の保存、動植物や自然環境に関する教育や普及啓発の場として、我が国のみならず国際的にも生物多様性保全に重要な役割を担ってきた。我が国の生物多様性保全の強化のため、このような動植物園等が担っている生物多様性保全に向けた取り組みを一層推進する方策のあり方を設計する。

5.2.2 推進方策のイメージ

(1) 推進方策の目的

動植物園等において生物多様性の保全に資する取り組みを進めることを目的とする。

(2) 対象

- 1) 活動内容は我が国の生物多様性保全の推進に資するものであること。
- 2) 動物や植物を実際に飼育栽培している施設について、施設規模・内容、専門家の有無、活動の安定性等の面で適切であること。

(3) 推進方策のアウトライン

1) 動植物園等が行う生物多様性保全の活動が、行政的・社会的な認知度を上げ、行政の連携・支援が受けやすくなるよう、その様な活動について、何らかの位置づけを与える。

2) 動植物園等で、生物多様性保全に対して、一定の水準を満たした取り組みを行っているものに対して、以下の措置を行う。

a. 規制の運用等の円滑化

生物多様性保全の取り組みを進める上で、規制の運用等の見直しで円滑化できるものについて対応する。

例：現在の種の保存法では、国内希少種の保護増殖計画に則った計画を策定し、あらかじめ認定を受けることで個々に許可を受けることは不要となる。これに類似した仕組みが考えられないか？

b. その他の支援

生物多様性保全の取り組みに対して、種々の支援措置を、積極的に導入する。

例 A：国が対象活動を評価することで、社会的・行政的な認知度を高める。

例 B：実績に応じて、国による支援措置（情報提供、広報、技術的支援や財支援等）や民間との連携推進を行う。

(4) 取り組み水準の評価のあり方

1) 規制の運用等の適用

規制の運用等の見直等を適用するものについては、個々の規制の主旨、目的、制度に相反することがないように留意し、選定する。

2) その他の支援

取り組みレベルに応じて、段階的な評価基準を検討する。

例：2段階評価とし、第1段階では生物多様性保全に資する活動の計画を策定し、取り組むことを宣言した施設を対象とする。第2段階は実際に取り組んだ実績に基づき対象とする。

5.2.3 今後検討が必要な事項

- 評価基準の具体的な検討
- 推進方策の具体的な検討
- 評価のプロセス
- 活動が活発化するために必要な工夫、注意すべき事項

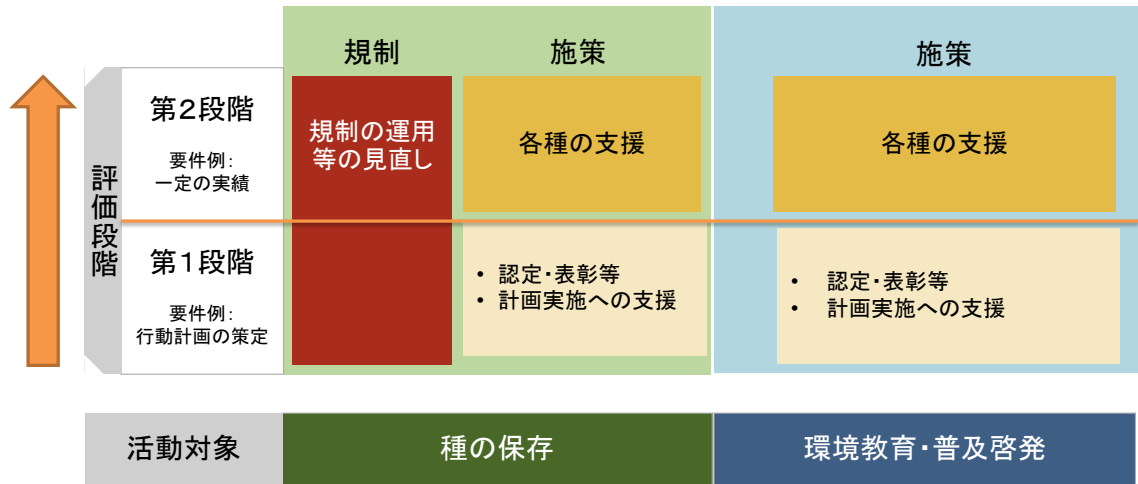


図 5-1 推進方策の仕組みのイメージ図

6. 平成 26 年度動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会

動植物園等公的機能推進方策のあり方を検討するため、種の保存、環境教育、適切な動物飼養等に関わる 8 人の専門家および 2 名のオブザーバーからなる検討会を設置し、2 回開催した上で検討を進めた。

表 6-1 委員・オブザーバー一覧（敬称略 50 音順）

座長	
小宮 輝之	公益財団法人東京動物園協会常務理事
委員	
打越 綾子	成城大学法学部教授
上河原 献二	滋賀県立大学環境科学部教授
木下 直之	東京大学大学院人文社会系研究科教授
倉重 祐二	新潟県立植物園副園長
南川 秀樹	元環境事務次官/日本環境衛生センター理事長
山本 茂行	社団法人日本動物園水族館協会 前会長 富山市ファミリーパーク園長
米田 久美子	(一財) 自然環境研究センター研究主幹
オブザーバー	
公益社団法人日本動物園水族館協会	
公益社団法人日本植物園協会	

第 1 回動植物園等の公的機能推進方策のあり方検討会

日時	平成 26 年 12 月 25 日 午前 10 時～12 時
会場	三菱総合研究所 4 階 大会議室 D
議事次第	開催挨拶 委員及びオブザーバー紹介 昨年度の振り返りおよび本年度業務について 類似制度に関する調査報告 動植物園等が持つ公的機能
傍聴者数	9 名

第 2 回動植物園等の公的機能推進方策のあり方検討会

日時	平成 27 年 2 月 24 日 午前 10 時～12 時
会場	三菱総合研究所 4 階 大会議室 A
議事次第	開催挨拶 第 1 回委員会議事要旨確認 類似制度に関する調査報告 同様の機能を有する施設に関する現状と課題に関する調査報告 推進方策のイメージ（案）
傍聴者数	11 名

7. 付属資料

7.1 類似制度

7.1.1 団体にインセンティブを与えている例（業法に基づかない認定制度）

(1) 特定自然観光資源への立ち入り制限（エコツーリズム推進法）

根拠法（令）	エコツーリズム推進法(第 10 条)
目的	人と自然のつながり、人と人とのつながりを取り戻し生物多様性を保全しながら元気な地域社会をつくり、観光旅行者や関係する人々が地球環境とつながる糸口にもなることで、地球環境問題が深刻化する中、地球とつながっている（自然の恵みで人も生きている）ことを実感し、人々の主体的な行動やライフスタイルの変革をすることを目的とする。
概要	エコツーリズム推進に取り組む地域は、協議会を組織し、エコツーリズムの実施方法や自然観光資源の保護等についての構想を主務大臣に対して認定を申請する。 申請した構想が認定を受けると、国は認定を受けた市町村への広報支援を行うなど、その地域のエコツーリズム実現に関して便宜を図る。また、保護措置を講ずる必要のある自然観光資源を「特定自然観光資源」として指定し、指定区域への立ち入りに際し、市町村長の承認を受けるよう制限を設ける権限を、市町村長に認めている。
所管府省	環境省
認定基準 （優良基準）	1. 環境省が示した基本方針(←告示事項)に適合するものであること。 2. 自然観光資源の保護及び育成のために講ずる措置その他の全体構想に定める事項が確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。
インセンティブ	地元自治体は条例によって、立ち入りを認める団体を定めることができる。
備考	法律では、地域の協議会が作成したエコツーリズム推進計画について、大臣の認定を受けると、関係市町村長が「特定自然観光資源」の保護のために、条例で立ち入り制限することを認めている。立ち入りを許可制にし、当該地域に立ち入る一日の許容人数の中で入場許可を与えるものである。現在、条例の制定が検討されている慶良間諸島では、地域でサンゴ保全の取り組みをしている事業者について立ち入りを承認する仕組みを検討している。 ただし、島の村では「慶良間の自然環境を守ることが目的の条例で、観光客の入場を制限するものではない」という立場をとっている。 特別許可を与える仕組みを条例に委ねている法律の例は他にはこれまでのところ見つけられない。極めて特異な仕組みと考えられる。
出所	http://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/law/

(2) 特定非営利活動法人制度(NPO法人制度)

根拠法(令)	特定非営利活動促進法(NPO 法人法)
目的	特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進することを目的とする。
概要	<p>特定非営利活動促進法に基づいて特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、同法の定めるところにより設立された法人である。法人格を取得することで、法人として法律行為を行えるが、法人設立を外形的基準に限定し設立し易くしたのが特徴である。</p> <p>認定 NPO 法人は、NPO 法人の中から認定されるものだが、一定の要件(公益性等)を満たす法人は、所轄庁から認定されることで、税制上の優遇措置を受けることができるため、一般から寄附を促すことで、NPO 法人の活動を支援することを目的としている。</p>
所管府省	内閣府
認定基準 (優良基準)	<p>(認定 NPO 法人の場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること(仮認定は除く) 2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること 3. 運営組織及び経理が適切であること 4. 事業活動の内容が適切であること 5. 情報公開を適切に行っていること 6. 事業報告書等を所轄庁に提出していること 7. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実がないこと 8. 設立の日から1年を超える期間が経過していること
インセンティブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法人格を有することが出来る。(契約の主体となり得る。) 2. 寄附者に対する税制上の優遇措置 3. 認定 NPO 法人が、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に支出した金額は、その収益事業に係る寄附金の額とみなされ、一定の範囲内で損金算入が認められる。
備考	運営について一定の透明性をもつことを条件に法人設立が認められている。この中で公益性が高いと認定された場合(認定には様々な要件がある)には、低減税率の適用等を受けることができる。
出所	https://www.npo-homepage.go.jp/about/ninshou.html

(3) 博物館登録制度

根拠法（令）	博物館法
目的	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。
概要	登録博物館と博物館相当施設の区分がある。
所管府省	文部科学省
認定基準 （優良基準）	1. 館長・学芸員の配置 2. 博物資料の数 3. 開館日数 など
インセンティブ	1. 資料を登録博物館に寄付すると、寄付者が税制上の優遇措置が受けることができるために寄付を受けやすくなる。 2. 事業に参加したり助成制度を受けたりする条件として、登録博物館であることが挙げられていることがある。 3. 不動産取得税・固定資産税・都市計画税などが優遇されることがある。 4. 公立の登録博物館は補助金を受けることができる。
備考	登録博物館は、地方自治体の教育委員会所管、公益法人、宗教法人、一部の特殊法人(NHK と日本赤十字社)に限られる。公立動植物園等は、首長部局で整備したものや営利法人(株式会社・有限会社等)が多く、そもそも登録対象になっていない。 博物館相当施設は、法的インセンティブはほとんど有しない。(種の保存法は博物館相当施設において譲渡の許可取得を届出に緩和しているが、実質的には、国立科学博物館だけしか該当しない。)
出所	http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO285.html

(4) グリーン購入/グリーン契約

根拠法（令）	グリーン購入法 環境配慮契約法
目的	公共機関が契約を結ぶ際に、価格に加えて環境性能を含めて総合的に評価し、もっとも優れた製品やサービス等を提供する者と契約する仕組みを作り、もって、環境保全の技術や知恵が経済的にも報われる、新しい経済社会を構築することを目的とする。
概要	国等の機関にグリーン購入を義務づけるとともに、地方公共団体や事業者・国民にもグリーン購入に努めることを求めている。 エコマーク等の環境ラベル表示品の購入を推奨している。
所管府省	環境省
認定基準 （優良基準）	環境表示ガイドライン等
インセンティブ	公共調達の際に配慮事項とされる。
備考	基本的には製造業者ではなく、商品に対してのものである。 広義には、相手方選定の際に、環境ラベル取得事業所との契約にインセンティブを与えるようになっているような事例もある。
出所	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入：http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ ・グリーン契約：http://www.env.go.jp/policy/ga/

(5) 認定農業者制度

根拠法（令）	農業経営基盤強化促進法
目的	他産業並の年間労働時間と生涯所得を実現する「効率的・安定的な経営体」が生産の大宗を担うような農業構造を確立することを農業政策の目標とし、このような農業構造を実現するため、旧農用地利用増進法の農業経営規模拡大計画の認定制度を拡充し、農業者が作成する農業経営の規模拡大、生産方式・経営管理の合理化、農業従事の改善等農業経営の改善を図ることを目的とする。
概要	農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものである。
所管府省	農林水産省
認定基準 （優良基準）	<p>1. 市町村による農業経営改善計画の認定を受けるための要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 計画が市町村基本構想に照らして適切なものであること ② 計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること ③ 計画の達成される見込が確実であること <p>2. 審査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 経営規模の拡大に関する目標 作付面積、飼養頭数、作業受託面積 ② 生産方式の合理化の目標 機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入など ③ 経営管理の合理化の目標 複式簿記での記帳など ④ 農業従事の様態等に関する改善の目標 休日制の導入など
インセンティブ	<p>1. 国の事業で、実施するために認定農業者であることや集団に認定農業者が含まれることが条件となっているものが増加している。</p> <p>2. 金融措置や税制措置などの支援</p>
出所	http://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_seido/seido_ninaite.html

(6) エコファーマー認定制度

根拠法（令）	持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律
目的	持続性の高い農業生産方式の導入の促進をし、土づくりや減化学肥料・減農薬などの環境に優しい農業に取り組む農業者を推進することを目的とする。
概要	農業者(法人を含む)が、持続性の高い農業生産方式に関する「導入計画」を策定し、県知事からその計画が適当であれば認定を受け「エコファーマー」と呼ばれる。
所管府省	農林水産省
認定基準 (優良基準)	持続性の高い農業生産方式に係る技術が用いられていること。 栽培種毎に定められている。
インセンティブ	1. 農業改良資金の特例措置 農業改良資金(環境保全型農業導入資金:都道府県が無利子で貸し付け)の標準資金需要額が引き上げられ、償還期間等が延長される。 2. 税制制度(所得税・法人税)の特例措置 特例措置対象の機械等を購入した場合の税額控除
出所	農林水産省： http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/h_eco/ 例) 青森県農林水産部 http://www.applenet.jp/~kita-nourin/eco/eco_farmer.htm

(7) 政府登録国際観光旅館

根拠法（令）	国際観光ホテル整備法
目的	外客宿泊施設について登録制度を実施してこれらの施設の整備を図り、あわせて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進することで、国際観光の振興に寄与することを目的とする。
概要	外客の宿泊に適するように造られた施設であり、洋式の構造及び設備を主とするものである。国際観光ホテル整備法は、ホテルその他の外客宿泊施設について登録制度を実施するとともに、これらの施設の整備を図り、あわせて外客に対する登録ホテル等に関する情報の提供を促進する等の措置を講じることにより、外客に対する接遇を充実し、国際観光の振興に寄与する。
所管府省	国土交通省(観光庁)
認定基準 (優良基準)	<p>1. 洋室</p> <p>① 机、いす、クローゼットまたはその代替品を備え、椅子式の生活とベッドでの睡眠に適していること。</p> <p>② 浴室は自由にシャワーの温度を変えられること。</p> <p>③ トイレは水洗式かつ洋式便器であること。</p> <p>④ シリンダー錠(または同等の錠前)、電話機を備えていること。</p> <p>⑤ ロビーが指定面積以上であること。</p> <p>⑥ 食堂では洋朝食が提供でき、椅子と机があること。</p> <p>⑦ 外国語(主に英語)表記が準備されていること。</p> <p>⑧ 外国語(主に英語)が話せるスタッフを雇うこと。</p> <p>2. 和室</p> <p>大体は上記の洋室と同様だが、次のような違いがある。</p> <p>① 床の間、踏込み、クローゼットがあること。</p> <p>② 適当な冷暖房設備があること。</p>
インセンティブ	<p>1. 「登録ホテル」「登録旅館」を掲げることが出来、集客に寄与</p> <p>2. 租税特別措置 各自治体の判断により、地方税の不均一課税を実施することができる。</p> <p>3. 国土交通省 HP で登録リストが公表されている。</p>
出所	http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/sangyou/hotel.html

7.1.2 団体にインセンティブを与えている例（業法に基づく認定制度）

(1) 廃棄物熱回収施設設置者認定制度

根拠法（令）	廃棄物処理法
目的	廃棄物焼却時の熱回収（廃棄物発電やその他の熱利用）は、循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するうえで重要であるが、廃棄物処理業者においては、その取り組みは十分には進んでいないため、廃棄物熱回収を一層推進することを目的とする。
概要	廃棄物処理法に基づく許可を受けた焼却施設が、一定の条件に適合する熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する場合に、その施設の設置者が認定を受けられる。
所管府省	環境省
認定基準 （優良基準）	<p>法第 8 条第一項の許可を受けている一般廃棄物処理施設または法第 15 条第 1 項の許可を受けている産業廃棄物処理施設であって熱回収の機能を有するもの（以下「熱回収施設」という。）を設置している者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 熱回収施設が環境省令で定める技術上の基準に適合していること 2. 通常の廃棄物処理施設が満たすべき基準に適合していること 3. 発電を行う場合、ボイラー及び発電機が設けられていること（ガス化改質方式の焼却施設の場合は発電機のみでよい） 4. 発電以外の熱回収を行う場合、ボイラー又は熱交換器が設けられていること 5. 熱回収により得られる熱量や電気量を把握するために必要な装置が設けられていること 6. 申請者の能力が熱回収を的確に、かつ、継続して行うに足るものとして環境省令で定める基準に適合するものであること 7. 規則第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 4 号ハの算式により算定した年間の熱回収率が 10%以上であること 8. 投入エネルギー量の 30%を超えて燃料の投入を行わないこと 9. 当該熱回収施設における熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること
インセンティブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 法第 7 条第 13 項の規定にかかわらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条の 4 で定める基準に従って行うことができる。 2. 認定熱回収施設設置者が当該認定に係る熱回収施設（産業廃棄物処理施設であるもの）において行う産業廃棄物の処分については、法第 12 条第 1 項、第 12 条の 2 第 1 項、第 14 条第 12 項及び第 14 条の 4 第 12 項の規定にかかわらず、施行令第 7 条の 3 で定める基準に従って行うことができる。 <p>※たとえば、認定熱回収施設（産業廃棄物処理施設であるもの）については、保管できる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の数量の上限が当該施設の処理能力に相当する数量に 21 を乗じて得られる数量となる。</p>

	3. 認定業者として PR できる。
備考	サーマルリサイクルを適切に行うことができる施設であることを認定されることで、運用の際の制約が緩和される。
出所	http://www.env.go.jp/recycle/waste/netsukaishu.html

(2) 優良産廃処理業者認定制度

根拠法（令）	廃棄物処理法（第 14 条第 2 項及び第 7 項並びに第 14 条の 4 第 2 項及び第 7 項）
目的	認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としている。
概要	通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度である。
所管府省	環境省
認定基準 （優良基準）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 遵法性 5 年以上の業の実績があり、この 5 年間に特定不利益処分を受けていないこと 2. 事業の透明性 事業内容等を一定期間継続してインターネットで公開 3. 環境配慮の取り組み ISO14001 規格やエコアクション 21 等の認証の取得 4. 電子マニフェスト 電子マニフェストシステムに加入していること 5. 財務体質の健全性 <ol style="list-style-type: none"> ① 直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であること ② 直前 3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること ③ 産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
インセンティブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間が 7 年に延長 2. 許可の更新等の際に提出する申請書類の一部を省略できる 3. 優良基準への適合が確認されている旨が許可証に記載され、排出事業者等の第三者にその旨を提示することができる 4. 財政投融资優遇 5. 環境配慮契約での加点評価
備考	実績があり、環境配慮に関する第三者の認証や外部からも事業内容を容易に確認できる状況になっていることをもって、許可期間を 2 年延長することができる。
出所	http://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/

(3) 認定こども園

根拠法（令）	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
目的	幼稚園と保育所について、保護者の就労の有無によって利用する施設が限定されること、少子化に伴い、幼稚園と保育所が別に設置されていると子供の成長に必要な規模の集団が確保しにくいこと、子育てに不安や負担を感じる保護者への支援不足、などの環境の変化による課題に対し、幼稚園と保育所の両方の役割を果たす仕組みを創ることを目的としている。
概要	<p>保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幼保連携型 認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行うタイプ 2. 幼稚園型 認可された幼稚園が保育所的な機能を備えたタイプ 3. 保育所型 認可された保育所が幼稚園的な機能(幼児教育)を備えたタイプ 4. 地方裁量型 認可のない地域の教育・保育施設が認定こども園として機能を果たすタイプ
所管府省	文部科学省・厚生労働省
認定基準 （優良基準）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定こども園の幼稚園と保育所の 3 歳児以上の子供は、担任による 4 時間程度の教育がある(幼稚園的機能) 2. 保育時間は短時間(約 4 時間)から長時間(約 8 時間)まで選べるようになっている(保育園的機能) 3. 子育て相談・親子登園など地域子育て支援を過 3 日以上行っている
インセンティブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 保育所認可の定員要件を 10 人に緩和する。 (幼保連携型の特例措置(私立施設)) 2. 学校法人以外の設置主体が幼稚園を設置して補助金等を受けた場合には、5 年以内に学校法人化する必要があるが、社会福祉法人が幼保連携型認定こども園の設置主体である場合は、学校法人化は不要となる。 3. 学校法人、社会福祉法人のいずれであっても、保育所・幼稚園それぞれの運営費及び施設整備費の助成対象となる。 (幼保連携型の特例措置(私立施設))
備考	幼稚園と保育園の垣根を超え、幼保一元化の流れの中で出てきたものである。当初は待機児童解消対策など大きな期待をされていたが、施設にとってはそれほどメリットは感じられなかったようである。さらに、2015 年からの新制度では従来の幼稚園に対する補助(私学助成)よりも下回ることが懸念されており、全国的に認定こども園返上の動きがでてきている。
出所	http://www.youho.go.jp/

(4) 職業紹介優良事業者認定制度

根拠法（令）	—
目的	<p>国の成長戦略の一環として、民営職業紹介事業に対して大きな期待が寄せられる中、民営職業紹介事業が、労働市場において、国及び関係者の期待に沿って、一層の機能を発揮していくためには、それぞれの民営職業紹介事業所が、求人・求職の適正な受理及び適格な職業紹介といった原点に立ちつつ、労働市場の動向、求人者・求職者のニーズを把握し、それらに応えながら健全な事業運営を行っていくことが必要である。このような背景から、優れた職業紹介サービスの提供に取り組み、健全な運営を果たしている民営職業紹介事業所を推奨し、その取り組みが他の事業所へ波及することを通じて、その機能がさらに向上していくことを目的とする。</p>
概要	<p>職業紹介事業者のうち「職業紹介業務の適正運営やサービスの向上、法令遵守の徹底、人材紹介事業の特性を活かし、求人・求職者の様々なニーズに十分に答えられる」など、定められた審査基準を満たした事業者を「職業紹介優良事業者」として認定する制度である。</p>
所管府省	厚生労働省
認定基準 (優良基準)	<p>職業紹介優良事業者行動指針を遵守していること 行動指針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営の基本姿勢 <ol style="list-style-type: none"> ① 人材紹介事業の公共性を自覚し、その社会的使命に基づく経営を行う。 ② 求人者、求職者の視点に立った経営を行う。 ③ 業務の適正運営とサービス向上を常に心がけ、人材紹介事業の信頼性を高める経営を行う。 ④ 従業員の資質やモラルが特に重要であることを認識して、従業員の教育研修を充実すると共に、労働環境、福利厚生の向上に努める。 2. コンプライアンス(法令遵守) <ol style="list-style-type: none"> ① 人材紹介事業の社会的責任の重要性を自覚し、法令遵守を徹底する。 ② 商業倫理、社会通念、国際慣行等にも配慮し、社会的良識に基づいた事業運営を行う。 3. 情報開示 <p>法令で定めるもの以外についても、積極的に情報開示を行い、透明性の高い事業運営を行う。</p> 4. 社会貢献 <ol style="list-style-type: none"> ① 人材紹介事業の特性を活かして、円滑な労働移動に寄与し、ひいては我が国経済の発展に貢献する。 ② 求人者等の需要に柔軟に対応して、人材採用、再就職支援等を通じて、その円滑な企業経営に寄与する。 ③ 求職者の要望に応じて、民間企業の特性を活かした就業支援を行う

	<p>ことにより、働く者の生活向上に寄与する。</p> <p>5. 人権・人格の尊重 人にかかわる業務であり、常に人権尊重の精神で事業運営を行う。</p> <p>6. 個人情報と求人者情報の管理</p> <p>① 人材紹介事業における個人情報と求人者情報の保護の重要性を自覚して、その収集、保管を行い使用する。</p> <p>② 情報漏えいの内外にもたらす影響の重要性を認識して、防止策を講じるなどの事業運営を行う。</p> <p>7. 公正競争 自由にして公正な競争が人材紹介事業の発展につながることを認識して、競争原理に基づいた事業運営を行う。</p>
インセンティブ	優良事業者認定証と優良マークが交付される。
備考	国による優良認定を受けることで、信用力を高め PR 効果がある
出所	http://www.yuryoshokai.info/

(5) 認定職業訓練

根拠法（令）	<p>職業能力開発促進法</p> <p>第 13 条(認定職業訓練の実施)</p> <p>第 24 条(都道府県知事による職業訓練の認定)</p> <p>第 25 条(事業主等の設置する職業訓練施設)</p> <p>第 26 条(静定職業訓練に対する事業主等の協力)</p> <p>第 26 条の 2(教材、技能照査、修了証書に関する公共職業能力開発施設における規定の準用)</p> <p>第 27 条の 2 第 2 項(指導員訓練を行う事業主等)</p>
目的	<p>事業主等が行う職業訓練のうち、特に新入社員に対して必要な知識や技能の付与、あるいは社内で働いている職員に対して知識や技能を追加することで、訓練の継続性や、定期的な訓練の実施があることの公的な証明だけでなく、事業主等の労働者に対する訓練の方向性、技能五輪や技能検定等への取り組みを知ることを目的としている。</p>
概要	<p>事業主や職業訓練法人等が行う職業訓練の教科、訓練期間、設備等が厚生労働省令で定める基準に適合するものであるとの認定を受けて実施される職業訓練をいう。事業主等の申請に基づき、都道府県知事が認定する。</p>
所管府省	<p>厚生労働省</p>
認定基準 (優良基準)	<p>職業能力開発促進法施行規則に規定される基準を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 認定を受けようとする職業訓練が法に定める訓練基準に適合していること。(第 24 条、第 27 条の 2、法施行規則第 1 条、第 9 条～第 13 条) 法に定める訓練基準は主に次のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ① 訓練の対象者 ② 教科の科目 ③ 訓練の実施方法 ④ 訓練期間・訓練時間 ⑤ 訓練を行うための施設・設備 ⑥ 職業訓練指導員 2. 訓練の経費確保や実施体制の整備など、職業訓練の永続性があること。 3. 訓練生を毎年一定人数以上確保できること。(一事業主が単独で行う場合は 5 人以上、それ以外の共同で行う場合は一訓練科につき 5 人以上であること。) 4. 職業訓練法人及び職業能力開発協会以外の団体は定款等が整備され、業務または事業の一つとして職業訓練について明確な定めがあること。 5. 労働基準法及び労働安全衛生法に基づく許可を受ける必要がある場合は、その許可が受けられること。

インセンティブ	<p>1. 訓練生</p> <p>① 技能士補の資格 普通課程、専門課程修了時に行われる技能照査の合格者には技能士補の称号が与えられる。</p> <p>② 免許・資格の取得措置 技能照査の合格者は技能検定受験の際に学科試験が免除になる。普通課程や専門課程などの修了者は技能検定や職業訓練指導員試験の受験資格の要件である実務経験年数が短縮される。訓練職種によって関係法令に基づく各種の資格や受験資格が与えられる。</p> <p>2. 事業主等</p> <p>① 補助金の交付 中小企業事業主や中小企業事業主団体及び職業訓練法人等が中小企業事業主に雇用されている従業員等を対象として認定職業訓練を行う場合には運営費や設備費に対して、「認定訓練助成事業費補助金」を受けることができる。また、認定職業訓練を行う中小建設事業主は、「建設教育訓練助成金」を受けることができる。</p>
出所	http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/nintei/

(6) 製造請負優良適正事業者認定制度

根拠法（令）	—
目的	優良・適正な請負事業者を認定し、公表することによって、製造請負事業の適正化と雇用管理改善の推進・製造請負業界の市場競争の健全化を実現し、労働者の福祉の向上、および発注者（製造事業者）の製造業務の長期的な質的改善につなげることを目的とする。
概要	製造請負事業者の「本社」ならびに「発注者の事業所内」又は「製造請負事業者の自社工場内」において、「請負」の業務遂行にあたって必要とされる事業体制やルール等を定め、基準を満たしている事業者かどうかの審査（請負活動の証憑書類等をチェック）を行い、適正かつ優良と判断された事業者を、「優良適正事業者」として認定する。
所管府省	厚生労働省
認定基準 （優良基準）	<p>1. 経営方針 経営方針等の周知、派遣と請負の区分基準関連(事業所の区画区分・請負料金の設定・契約の取り決め・発注者からの技術指導・事業所の管理)</p> <p>2. ものづくり力 活動組織の体制及び施策、ものづくり具現化(基本的かつ発展的な生産管理活動)、技能資格の把握、事業所責任者・工程管理等責任者の配置</p> <p>3. ひとづくり力 キャリアパスの明確化、「職業能力開発」の体制(予第・組織)・具現化施策・管理(仕組み)、能力評価の方法・適正配置</p> <p>4. 労働者保護 労働保険・社会保険の適用(加入・説明)、雇用関係の確保(募集採用・雇用契約・定着促進)、個人情報保護の保護体制、労働安全衛生の取り組み、相談・苦情処理</p>
インセンティブ	認定マークの掲示が可能となる。
備考	法令に基づき、製造請負業務を実施しているということを認定されることで、社会的信用を高められる。
出所	http://www.js-gino.org/mhlw/

7.1.3 行為/計画に対してインセンティブを与えている例

(1) 生態系維持回復事業

根拠法（令）	自然公園法(第 39 条)
目的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。
概要	国立公園内の自然の風景地の保護のため生態系の維持又は回復を図る必要があると認めるときは、国立公園における生態系維持回復事業計画に従って生態系維持回復事業を行う。
所管府省	環境省
認定基準 （優良基準）	国立公園における生態系維持回復事業計画に適合するか否かを判断する。
インセンティブ	自然公園法における個別の行為許可手続が不要となる。（報告は必要）
備考	生態系維持回復事業は、環境省が特定地域の生態系の維持回復のために定めた計画で、国・地方自治体以外の者も取り組むことができる。
出所	http://www.env.go.jp/park/system/kanri10.html

(2) 保護増殖事業確認（認定）団体

根拠法（令）	種の保存法(法第 46 条～48 条)
目的	野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
概要	国内希少野生動植物種について、保護増殖事業計画に則り事業を行う場合は、環境大臣の確認・認定を受けることができる。
所管府省	環境省
認定基準 （優良基準）	国が定めた保護増殖事業計画に沿い適切に進められるものになっているか否かを判断する。
インセンティブ	認定(確認)保護増殖事業として実施する行為(採取・捕獲、譲渡し、立ち入り)については、許可を要しない。(報告は必要)
備考	認定を受けられる対象は、「国及び地方公共団体以外の者」とあり、法人に限定されていない。 保護増殖事業計画が定められるのは、国内野生希少野生動植物種のみである。現在 89 種が指定され、49 種について保護増殖事業計画がある。また確認認定を受けて居るのは 9 種 23 機関ある。逆に見れば、保護増殖事業計画未策定の国際希少種や国際希少種については確認認定を受けられない。
出所	http://www.env.go.jp/press/files/jp/26356.pdf http://www.env.go.jp/nature/yasei/hozonho/espa5.html

(3) 防除の確認認定団体

根拠法（令）	外来生物法(第 18 条)
目的	特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止し、生物の多様性の確保、人の生命・身体の保護、農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、国民生活の安定向上に資することを目的とする。
概要	特定外来生物について、主務大臣以外の者が防除を行う場合は、防除を行う旨とその実施方法等について、主務大臣の確認・認定を受けることができ、確認・認定を受けることで、計画的でスムーズに防除を実施することができる。
所管府省	環境省
認定基準 （優良基準）	特定外来生物被害防止基本方針に沿ったものであること。
インセンティブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国立公園特別保護地区及び同公園特別地域において、自然公園法に基づく許可を受けずに特定外来生物の防除が可能になる。 2. 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域において、自然環境保全法に基づく許可を受けずに特定外来生物の防除が可能になる。 3. 哺乳類・鳥類の場合には、鳥獣保護法に基づく捕獲許可は必要ない。 4. 特定外来生物を生きたまま保管や運搬を行うことが可能になる。 5. 防除に必要な限度内で他人の土地・水面への職員の立ち入り、捕獲の支障となる立木竹の伐採ができるようになる(損失の補償は必要)。 6. 防除の原因となった行為をした者がいた場合には、防除費用の全部または一部をその者に負担させることができる。
備考	<p>防除の確認認定を受けなくとも、鳥獣保護法の許可(狩猟や有害駆除)を受け捕獲した場所で殺処分することや、特定外来植物の除草などは規制されていない。ただ、防除の認定を受けることにより、例えば捕獲したアライグマを獣医の下に運び殺処分をしてもらおう等生きたまま運搬することができるようになる。</p> <p>認定に当たっては、防除計画が妥当なものかどうかをもってのみ判断されるが、確認認定を受けると、外来生物対策に積極的に取り組んでいる良い団体というイメージを受ける。</p>
出所	http://www.env.go.jp/nature/intro/4control/index.html

(4) 防火優良対象物表示公表制度

根拠法（令）	消防法施行令 各自治体の条例
目的	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。
概要	防火管理者の選任が必要なホテルや旅館等の宿泊施設からの申請に基づき、各消防署が申請のあった宿泊施設について、消防法令、建築基準法令等に関する基準の適合状況を審査し、基準に適合しているものに対して表示マークを交付する制度。消防機関ごとに実施している。
所管府省	総務省
認定基準 （優良基準）	消防法令への適合の有無
インセンティブ	優マークの掲示が出来る。
備考	消防関係の義務を果たしていることを証明するもので、施設利用者に対して安心安全な施設であることをアピールできることが唯一最大のメリットである。施設設置者の防災上の義務が一部でも免除されるものではない。
出所	・ 消防庁予防課資料 http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/gijutsu_koudoka/houkokusho.pdf 例) 東京都 : http://shugakuryoko.com/info/2014/2014_0910-3.pdf

(5) 防火対象物定期点検報告制度

根拠法（令）	消防法第8条の2の2
目的	火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。
概要	多数の人が出入り等する一定の防火対象物について、所有者賃借人等のうち管理について権限を有する人が、火災予防のために資格者による定期点検を行い、その結果を消防機関に報告する制度である。消防長又は消防署長は、検査の結果、消防法令の遵守状況が優良な場合、点検・報告の義務を免除する防火対象物として認定する。
所管府省	総務省
認定基準 (優良基準)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管理を開始してから3年以上経過していること。 2. 過去3年以内に消防法令違反をしたことによる命令を受けていないこと。 3. 防火管理者の選任及び消防計画の作成の届出がされていること。 4. 消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施し、あらかじめ消防機関に通報していること。 5. 消防用設備等点検報告がされていること。
インセンティブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防火対象物定期点検報告義務の免除と表示 2. 防災管理定期点検報告義務の免除と表示(H24.6.1 から適用) 3. 防火・防災優良認定証の表示(H24.6.1 から適用) 4. 点検・報告の義務を免除する防火対象物として認定
備考	防火管理者の選任、消防計画の策定、避難訓練の実施、消防用施設の点検などは、消防法に定められた義務で、毎年立ち入り検査が行われる。これを施設管理者が自主的に実施し消防に報告をしている場合には、義務としての報告は免除されるものであるが、実質的にはなんら変わるものではない。優良施設の認定を受けることで、「安心な施設」ということを対外的にアピールできるため、ホール、ホテル・旅館など集客業にとっては、大きな宣伝効果をもたらす。
出所	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省消防庁： http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/safety_mark/index2.html ・東京消防庁：http://www.tfd.metro.tokyo.jp/lfe/office_adv/bousai_kanri/

(6) くるみん認定・プラチナくるみん認定

根拠法（令）	次世代育成支援対策推進法
目的	企業が、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」）に基づき、期間雇用者などを含む全従業員の仕事と子育ての両立を図ることを目的とする。
概要	次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、一定の要件を満たした事業者に対して「子育てサポート企業」として認定している。
所管府省	厚生労働省
認定基準 （優良基準）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと 2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること 3. 策定した一般事業主行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと 4. 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した一般事業主行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること 5. 計画期間内に、男性の育児休業等取得者が1人以上いること 6. 計画期間内の女性従業員の育児休業取得率が70%以上であること 7. 3歳から小学校に入学するまでの子を持つ従業員を対象とする「育児休業の制度または勤務時間の短縮等の措置に準ずる措置」を講じていること 8. 次の①から③までのいずれかを実施していること <ol style="list-style-type: none"> ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 9. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと
インセンティブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 次世代育成支援対策に取り組んでいることのPR 「くるみん」マークを広報、商品に使用 2. 一定期間中に取得・新築・増改築をした建物等についての普通償却限度額32%割増償却
備考	認定によるPR効果だけが多い中で、財産取得の償却において割り増しを受けられるという"実"を伴っている。
出所	http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/kurumin_20141202.pdf

(7) 計画届免除認定制度

根拠法（令）	労働安全衛生法
目的	労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。
概要	労働安全衛生マネジメントシステムを実施している事業場について同法第88条第1項の届出が免除される。
所管府省	厚生労働省
認定基準 （優良基準）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働安全衛生規則第87条の措置（労働安全衛生マネジメントシステム）を適切に実施していること 2. 労働災害の発生率が、当該事業場の属する業種における平均的な労働災害の発生率を下回っていると認められること 3. 申請の日前1年間に労働者が死亡する労働災害その他の重大な労働災害が発生していないこと
インセンティブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 労働安全衛生法第88条(計画届)の一部免除 2. 特例メリット制(労災保険の保険料減額)の適用
備考	<p>法に定められた事項を自主的に取り組むことで、届出義務が免除されるものである。</p> <p>実質的に規制が緩和されるものでないが、保険料の減免率が5%上乗せされるという経済的メリットがある。</p>
出所	http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/060421-2.html

(8) 保健機能食品制度（特定保健用食品 栄養機能食品）

根拠法（令）	健康増進法 食品衛生法
目的	食生活が多様化し様々な食品が流通する今日、消費者の方が安心して食生活の状況に応じた食品の選択ができるよう適切な情報提供をすることを目的とする。
概要	<p>保健機能食品は、健康食品のうち安全性や有効性等が国の設定した一定の基準を満たした食品で、健康食品の品質を見極める時、評価基準の一つとすることが出来る。健康増進法及び食品衛生法により定義され、特定保健用食品と栄養機能食品の2つに分けられる。</p> <p>1. 特定保健用食品 厚生労働省時代のもの実験データに基づいて審査を受け、健康づくりのための食習慣改善のきっかけとして「～が気になる方に」という効果効果を表示することを日本政府から認可された食品。通称「トクホ」「特保」と呼ばれる。健康増進法に基づく特別用途食品に含まれる。</p> <p>2. 栄養機能食品 食生活等の理由により、不足しがちな栄養成分の補給を目的とした食品。特定の栄養素を厚生労働省の設定した基準を含んでいれば、食品衛生法に基づき、表示が許可される。前述の特定保健用食品とは異なり、厚生労働大臣の認可は必要なく、基準を満たしていれば表示できる。</p>
所管府省	厚生労働省
認定基準 （優良基準）	国が保健の効果を認めた一定の成分を含有していること。（基準は個々に有り）
インセンティブ	国による安全性や機能性の認定による PR 効果がある。
出所	http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/03/dl/tp0313-2a.pdf

(9) 処理高度化施設整備計画の認定

根拠法（令）	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第9条
目的	野積み・素堀りを解消し、家畜排せつ物の管理（処理や保管）の適正化を図りつつ、家畜排せつ物の利用促進を図ることにより健全な畜産業の発展に資することを目的とする。
概要	畜産業を営む者が作成した処理高度化施設の整備に関する計画を認定する。
所管府省	農林水産省
認定基準 （優良基準）	都道府県が定める処理高度化施設整備計画に適合したもの
インセンティブ	日本政策金融公庫から、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うための資金「畜産経営環境調和推進資金」の融資対象となる。
備考	http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kankyo/taisaku/t_mondai/03_about/pdf/1_law6.pdf

(10) 安全性優良事業所認定制度（G マーク認定制度）

根拠法（令）	貨物自動車運送事業法
目的	利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、事業者全体の安全性の向上に対する意識を高めるための環境整備を図ることを目的とする。
概要	貨物自動車運送事業者(トラック運送会社)の安全性を評価し広く公表するために、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関に指定されている社団法人全日本トラック協会が国土交通省と協議の上2003年より実施している認定制度である。
所管府省	国土交通省
認定基準 (優良基準)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 安全性に対する法令の遵守状況 2. 事故や違反の状況 3. 安全性に対する取り組みの積極性 4. 貨物自動車運送事業法に基づく認可申請、届出、報告事項が適正になされていること。 5. 社会保険(健康保険・厚生年金保険)及び労働保険(労災保険・雇用保険)への加入が適正になされていること。
インセンティブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定証の交付を受けるとともに認定マーク及び認定ステッカーを「安全性優良事業所」の証として使用することが認められる。 2. 国土交通省が貨物自動車運送事業者に対して行う行政処分の付加点数について通常は累積期間が3年であるが、安全性優良事業所においては処分日から過去2年間に違反点数の付与がない場合累積期間が2年に短縮される。 3. IT点呼の導入(通常は対面点呼) 4. CNGトラック等に対する補助について、要件緩和
備考	http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000013.html

(11) 地域商店街活性化

根拠法（令）	地域商店街活性化法
目的	商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取り組みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進し、商店街の活性化や、商店街を担う人材対策の強化を推進することを目的とする。
概要	商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取り組みを支援することにより、地域と一体となったコミュニティづくりを促進し、商店街の活性化や、商店街を担う人材対策の強化を推進する。
所管府省	経済産業省(中小企業庁)
認定基準 (優良基準)	<p>地域住民の需要に応じた商店街活性化のための事業で、次のいずれにも該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民の需要地域住民を対象にしたアンケート調査や地域住民等からの要望書等により把握した地域住民の商店街に対するニーズを十分に踏まえた事業であること。 2. 商店街の活性化の効果 商店街-の来訪者の増加、空き店舗数の減少等、商店街活性化の効果が具体的な指標により定量的に見込まれること。 3. 参考となり得る事業 事業内容の新規性や、実施体制や実施方法に創意工夫が認められることなど、他の商店街が商店街活性化事業に取り組むに当たって参考となり得る事業であること。
インセンティブ	<ol style="list-style-type: none"> 1. 認定事業に対する補助金の補助率(中小商業活力向上補助金)を最大で1/2 から 2/3 に引き上げる 2. 認定事業を行う商店街等に土地を譲渡した者に対して、15,000 千円を上限に譲渡所得の特別控除を行う。 3. 小規模企業等設備導入資金等助成法の特例により、認定事業を行う小規模企業者に対し設備資金貸付(無利子)の貸付割合の引き上げ(1/2 以内-2/3 以内)を行う。
出所	http://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2013/0228SyoutenKassei.htm

(12) 緑化施設整備計画認定制度

根拠法（令）	都市緑地法第 60 条～67 条
目的	都市における緑の減少や不足に対して、都市公園整備などによる緑化はもちろん必要だが、市街化の進んだ都市の中心部などでは、新たに緑化可能な公的空間を取得することは容易ではないため、公的空間の緑化のほかに民有地や建築物の緑化を推進する必要がある。このような状況を背景として、事業者が緑豊かな開発を行う場合に、緑化による資金面での負担を税制面から支援することを目的とする。
概要	良好な都市環境の創出やヒートアイランド現象の緩和を図るため、市町村が定めた「緑の基本計画」において「緑化重点地区」に位置づけられた地区内の建築物の屋上、空地など敷地内での緑化施設の整備に関する「緑化施設整備計画」を市町村長が認定する。
所管府省	国土交通省
認定基準 （優良基準）	1. 敷地面積 500 平方メートル以上 2. 緑化面積 敷地面積の 20 パーセント以上
インセンティブ	1. 固定資産税の課税標準の特例措置 （地方税法附則第 15 条第 12 項）・・・H23 廃止 認定計画に従って新たに整備された緑化施設に対して課する固定資産税の課税標準が、新たに課税されることとなった年度から 5 年度分、2 分の 1 に減額される。 2. 屋上緑化等への助成 屋上または壁面の緑化の設置にかかる経費の一部の助成。（一部の自治体独自の制度）
出所	http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/ryokuchi/shisetsuseibi/

7.2 日動水の新入会員の入会審査

日動水では新入会員の入会審査を行っており、下記(表 7-1)のような基準に沿って採点、審査を行っている。このうち、生物多様性保全と特に関係が強いと思われる項目について下線を引いた。

表 7-1 日本動物園水族館協会の入会資格審査の統一基準²²

<p>1. 設立の意図および運営方針について</p> <p><u>(1) 社会教育を目指していること。</u></p> <p>(2) 恒久施設として建設されていること。</p> <p>(3) 運営は営利本意でなく、社会教育施設にふさわしい節度があること。</p> <p>2. 健全なレクリエーション施設について</p> <p>(1) 快適なレクリエーションの場になるよう心がけている。</p> <p>(2) 職員は接遇について、適切な教養を身につけている。</p> <p>(3) 観覧場、通路、順路は、整備されている。</p> <p>(4) 休憩所、広場、便所、水呑場は、整備されている。</p> <p>(5) 案内所、救護室は、整備されている。</p> <p>(6) 軽飲食店、売店は、整備されている。</p> <p>3. 教育的活動について</p> <p><u>(1) 動物の展示方法は教育的配慮による一定の方針をもち、それを目指し常に整備されている。</u></p> <p><u>(2) 展示動物には、ラベル等の解説がほどこされている。</u></p> <p><u>(3) 園内の指導標や解説案内など、整備されている。</u></p> <p><u>(4) 案内図、解説書等印刷物が、用意されている。</u></p> <p><u>(5) 資料展示室が整備されている。</u></p> <p>(6) 講堂、集会場が整備されている。</p> <p><u>(7) 学芸員又は学芸員に相当する職員がいる。</u></p> <p>4. 動物の飼育は展示動物等の飼養保管に関する基準に合致していることについて</p> <p><u>(1) 動物飼養者は協会飼育技師資格認定者と同等以上の経験技術を有している。</u></p> <p>(2) 動物舎は動物が安全かつ、健康に生育できる環境を備えている。</p> <p>(3) 展示動物については、飼育者が日常安全かつ、便利に飼育管理ができるようになっている。</p> <p>(4) 利用者が安全に観覧できるよう配慮されている。</p> <p>(5) 危険防止上の施設の構造がよい。</p> <p>(6) 脱出時の対策をたて、脱出事放防止につとめている。</p> <p>(7) 非常災害時における対策が、整備されている。</p>

²²日本動物園水族館協会より提供

(8)動物診療施設、検疫施設が、整備されている。

(9)哺育、ふ化、育すう施設が、整備されている。

(10)飼料調理室、同倉庫が整備されている。

(11)汚物、汚水、騒音、臭気等の処理で、自ら公害発生源にならないよう、生活環境の保全につとめている。

5. 野生動物の保護について

(1)自然保護に関する各種法律、法規、申し合わせ事項、国際的アピール等が、守られている。

(2)要保護動物を収容した場合は、飼育に万全を期し、その繁殖に努力している。

(3)地域社会内における自然保護問題について、協力している。

(4)自然保護に関連のある各種団体と、たえず密接な連携を得るよう努力がなされている。

6. 研究活動について

(1)動物の飼育、展示法などについて、専門的技術的な調査研究がなされている。

(2)図書、研究資料類が、充実している。

(3)専門職員の資質向上が、たえずはかられている。

(4)このための時間的、経済的考慮がなされている。

(5)展示動物の台帳、カードが整理保存されている。

(6)飼育管理日誌がつけられている。

(7)研究室、図書室が、整備されている。

7. 報告等義務の負担について

(1)月報、年報、その他の調査について、遅滞なく資料の提出ができること。

(2)園館長協議会、研究会、講習会等、協会が行う会合に、担当者を参加させることができること。

(3)ブロック内各種会合の会場担当ができること。

8. 規模について

(1)概ね動物園、水族館活動に支障がないと認められる内容を備えていること。

7.3 日動水の倫理福祉規定

日動水では倫理福祉規定を設け、飼養する動物を自然保護・動物福祉に配慮することを明示している。このうち、生物多様性保全と特に関係が強いと思われる項目について下線を引いた。

表 7-2 日本動物園水族館協会の倫理福祉規定

<p>(目的)</p> <p>第1条 この規程は、動物園水族館において、動物を収集し飼育・研究し、展示する場合の基本的な事項を定め、もって自然保護、動物福祉および適正利用に資することを目的とする。</p> <p>(責務)</p> <p>第2条 正会員は、この規程を誠実に履行し、遵守する義務と責任を負う。</p> <p>(収集)</p> <p>第3条 動物の収集にあたっては、次の各号に適合するものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 収集および収集の過程において、国内外の関連法令に抵触、違反しないこと。(2) 収集する動物は、できるだけ飼育下繁殖したものとし、それ以外からの入手は適法であることはもちろん、<u>種の保全について十分な配慮のもとで行われること。</u>(3) 収集する動物は、当該施設における展示計画および繁殖計画の中で、あらかじめ明らかな役割が与えられていること。(4) 性別、年齢、血縁等が収集の目的および条件に合っていること。 <p>(飼育・研究)</p> <p>第4条 動物の飼育・研究にあたっては、種の保存、動物福祉に配慮し、次の各号に適合するよう努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 動物の習性、生理に適合する飼育施設、設備、器具等が具備されていること。(2) 飼育展示および研究をするために必要な情報を保有していること。(3) 飼育管理は、その種について必要な知識、技術を習得したものによって行われること。(4) 適切な飼育管理、健康管理をするための諸条件を確保すること。(5) 飼育管理は、「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(平成16年環境省告示第33号)に定める飼育基準に照らして行うこと。(6) <u>飼育動物は、交換、分譲、繁殖用貸与等の手段を通じて活用を図り、種の保存にあたること。</u>(7) <u>国内、国際血統登録を積極的に推進し、遺伝子の多様性確保に寄与すること。</u> <p>(展示)</p> <p>第5条 <u>展示は、教育的な配慮に基づく展示計画によって行い、有効適切な利用に努めるものとする。</u></p>
--

- (1) 展示は最新のデータに基づき、その種の本来もっている習性や形態が正しく理解できるものであり、かつ、生態系の中で果たす役割が理解されるように配慮されていること。
- (2) 展示計画を具体化し、推進するため、教育普及活動を行うこと。
- (3) 教育機関、研究機関との連携を図り、教育、研究の発展に寄与するものであること。

(関連法令の遵守等)

第6条 動物の収集・飼育・研究・展示にあたっては、国内外の関係法令を正しく認識し、その遵守に努めるものとする。

- (1) 収集にあたっては、特に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(昭和55年条約第25号) およびその国内関連法規について最近の情報を把握し、遵守すること。
- (2) 飼育・展示にあたっては、特に「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律105号) および「展示動物の飼養及び保管に関する基準」(平成16年告示第33号) を正しく認識し、その遵守に努めること。
- (3) 関連法規以外の関連団体などの動向や指針などの情報収集に努めること。

(倫理福祉委員会)

第7条 この規程の目的を達成するため、倫理福祉委員会を設置するものとし、その内容については要綱をもって別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会において決し、総会の承認を得なければならない。

7.4 博物館法における博物館の機能

博物館法においては、動植物園等が含まれる博物館は「資料の収集」、「資料の保存（育成・飼育・栽培）」、「展示」、「調査研究」、「レクリエーション」等を行う施設として定義されている。

表 7-3 博物館法第3条

<p>第三条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。</p> <p>一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。</p> <p>二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。</p> <p>三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。</p> <p>四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。</p> <p>五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。</p> <p>六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。</p> <p>七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。</p> <p>八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。</p> <p>九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。</p> <p>十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。</p> <p>十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。</p> <p>2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。</p>

7.5 公立博物館設置及び運営に関する基準

公立博物館設置及び運営に関する基準（文部省告示第 164 号、平成 10 年 12 月 7 日文部省告示第 161 号改正）においては、以下のように記載されている。

表 7-4 公立博物館設置及び運営に関する基準における動物園、植物園、水族館の定義

動物園	自然系博物館のうち、生きた動物を扱う博物館で、その飼育する動物が 65 種以上のもの
植物園	自然系博物館のうち、生きた植物を扱う博物館で、その栽培する植物が 1500 種以上のもの
水族館	自然系博物館のうち、生きた水族を扱う博物館で、その飼育する水族が 150 種以上のもの

※「自然系博物館」とは、公立博物館設置及び運営に関する基準において自然界を構成している事物若しくはその変遷に関する資料又は科学技術の基本原則若しくはその歴史に関する資料若しくは科学技術に関する最新の成果を示す資料を扱う博物館と定義されている。

また、同基準においては、動物園、植物園、水族館の博物館として必要な施設・設備、資料数、面積が定められている。

まず、共通して表 7-5 に掲げる施設・設備に併せ、各園固有に資料を常時育成し、必要な展示を行うことができるよう、表 7-6 の施設・設備が必要とされている。

表 7-5 博物館に必要な施設・設備

項	施設及び設備
資料の保管	収蔵庫、技術室、作業室、荷解き室、消毒設備、集約収蔵設備等
資料の展示	展示室、準備室、視聴覚機器、展示用機器照明設備等
資料に関する集会 その他の教育活動	集会室、教室、図書室、研究室、会議室、視聴覚機器、巡回展示用運搬自動車、教育研究用自動車、資料貸出用設備等
資料に関する調査 及び研究	図書室、研究室、実験室、作業室、実験設備等
利用者の休憩及び 安全	休憩室、救護室等
事務の管理	事務室、宿直室等
資料の保管	収蔵庫、技術室、作業室、荷解き室、消毒設備、集約収蔵設備等

表 7-6 各園に必要な施設・設備

博物館の種類	必要な施設及び設備
動物園	動物飼育展示施設、仮収容施設、動物診療施設、検疫施設、調飼用施設、飼料庫、汚物・汚水・塵芥処理施設等
植物園	圃場、育種室、さく葉庫、病理施設、園内特別植物管理施設等
水族館	展示水槽、放養及び飼養池、予備水槽、循環装置、治療施設、調飼用施設等

動物園、植物園、水族館の施設の面積としては表 7-7 が標準とされている。

表 7-7 各園の標準的な面積

博物館の種類	施設の面積
動物園	建物の延べ面積 20 平方メートルに平均同時利用者数 ²³ を乗じて得た面積
植物園	敷地の面積 200,000 平方メートル
水族館	敷地の面積 4,000 平方メートル

資料数としては、動物園・水族館、植物園は概ね表 7-8 に掲げる数の一次資料を収集し、育成・展示する、ものとされている。

表 7-8 各園の資料数

博物館の種類	資料数
動物園	65 種 325 点ないし 165 種 825 点
植物園	1500 種 6,000 樹木
水族館	150 種 2,500 点

²⁴ 第 1 種動物取扱業の規制

7.6 生物多様性基本法における基本的施策

生物多様性基本法において、推進すべき基本的施策は下記（表 7-9）のように記載されている。

表 7-9 生物多様性基本法抜粋

<p>第三章 基本的施策 第一節 国の施策</p> <p>(地域の生物の多様性の保全)</p> <p>第十四条</p> <p>国は、地域固有の生物の多様性の保全を図るため、我が国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域、多様な生物の生息地又は生育地として重要な地域等の生物の多様性の保全上重要と認められる地域の保全、過去に損なわれた生態系の再生その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2</p> <p>国は、農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地、里山等の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域を継続的に保全するための仕組みの構築その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3</p> <p>国は、生物の多様性の保全上重要と認められる地域について、地域間の生物の移動その他の有機的なつながりを確保しつつ、それらの地域を一体的に保全するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(野生生物の種の多様性の保全等)</p> <p>第十五条</p> <p>国は、野生生物の種の多様性の保全を図るため、野生生物の生息又は生育の状況を把握し、及び評価するとともに、絶滅のおそれがあることその他の野生生物の種が置かれている状況に応じて、生息環境又は生育環境の保全、捕獲等及び譲渡し等の規制、保護及び増殖のための事業その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2</p> <p>国は、野生生物が生態系、生活環境又は農林水産業に係る被害を及ぼすおそれがある場合には、生息環境又は生育環境の保全、被害の防除、個体数の管理その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(外来生物等による被害の防止)</p> <p>第十六条</p> <p>国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある外来生物、遺伝子組換え生物等について、飼養等又は使用等の規制、防除その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2</p> <p>国は、生態系に係る被害を及ぼすおそれがある化学物質について、製造等の規制その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(国土及び自然資源の適切な利用等の推進)</p> <p>第十七条</p>

国は、持続可能な利用の推進が地域社会の健全な発展に不可欠であることにかんがみ、地域の自然的社会的条件に応じて、地域の生態系を損なわないよう配慮された国土の適切な利用又は管理及び自然資源の著しい減少をもたらさないよう配慮された自然資源の適切な利用又は管理が総合的かつ計画的に推進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(生物資源の適正な利用の推進)

第十八条

国は、生物資源の有用性にかんがみ、農林水産業、工業その他の分野においてその適正な利用を図るため、生物の多様性に配慮しつつ、生物資源を有効に活用するための研究及び技術開発並びに生物資源の収集及び体系的な保存の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(生物の多様性に配慮した事業活動の促進)

第十九条

国は、生物の多様性に配慮した原材料の利用、エコツーリズム、有機農業その他の事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

2

国は、国民が生物の多様性に配慮した物品又は役務を選択することにより、生物の多様性に配慮した事業活動が促進されるよう、事業活動に係る生物の多様性への配慮に関する情報の公開、生物の多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球温暖化の防止等に資する施策の推進)

第二十条

国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が地球温暖化の防止等に資することを踏まえ、多くの二酸化炭素を吸収し及び固定している森林、里山、草原、湿原等を保全するとともに、間伐、採草等の生物の多様性を保全するために必要な管理が促進されるようバイオマスの利用の推進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(多様な主体の連携及び協働並びに自発的な活動の促進等)

第二十一条

国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、関係省庁相互間の連携の強化を図るとともに、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体と連携し、及び協働するよう努めるものとする。

2

国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、事業者、民間の団体、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し専門的な知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

3

国は、事業者、国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得並びにその維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査等の推進)

第二十二條

国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を適正に策定し、及び実施するため、生物の多様性の状況の把握及び監視等の生物の多様性に関する調査の実施並びに調査に必要な体制の整備、標本等の資料の収集及び体系的な保存並びに情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2

国は、生物の多様性の状況及びその恵沢を総合的に評価するため、適切な指標の開発その他の必要な措置を講ずるものとする。

(科学技術の振興)

第二十三條

国は、生物の多様性に関する科学技術の振興を図るため、野生生物の種の特性の把握、生態系の機構の解明等の研究開発の推進及びその成果の普及、試験研究の体制の整備、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十四條

国は、学校教育及び社会教育における生物の多様性に関する教育の推進、専門的な知識又は経験を有する人材の育成、広報活動の充実、自然との触れ合いの場及び機会の提供等により国民の生物の多様性についての理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進)

第二十五條

国は、生物の多様性が微妙な均衡を保つことによって成り立っており、一度損なわれた生物の多様性を再生することが困難であることから、生物の多様性に影響を及ぼす事業の実施に先立つ早い段階での配慮が重要であることにかんがみ、生物の多様性に影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者等が、その事業に関する計画の立案の段階からその事業の実施までの段階において、その事業に係る生物の多様性に及ぼす影響の調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る生物の多様性の保全について適正に配慮することを推進するため、事業の特性を踏まえつつ、必要な措置を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保及び国際協力の推進)

第二十六條

国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用が、地球環境の保全上重要な課題であることにかんがみ、生物の多様性に関する条約等に基づく国際的な取組に主体的に参加することその他の国際的な連携の確保並びに生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術協力その他の国際協力の推進に必要な措置を講ずるも

のとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十七条

地方公共団体は、前節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。

7.7 動物取扱業の守るべき基準の概要

動物愛護管理法において、動物（哺乳類・鳥類・爬虫類）を飼育展示する場合の基準が下記（表 7-10）のように定められている。

表 7-10 動物取扱業の守るべき基準の概要²⁴

<p>1. 飼養施設等の構造や規模等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">● 個々の動物に適切な広さや空間の確保● 給水・給餌器具や遊具など必要な設備の配備 <p>2. 飼養施設等の維持管理等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">● 1日1回以上の清掃の実施● 動物の逸走防止 <p>3. 動物の管理方法等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">● 幼齢動物の販売等の制限● 動物の状態の事前確認● 購入者に対する現物確認・対面説明● 適切な飼養または保管● 広告の表示規制● 関係法令に違反した取引の制限 <p>4. 全般的事項</p> <ul style="list-style-type: none">● 標識や名札（識別票）の掲示● 動物取扱責任者*の配置 <p>* 動物取扱責任者とは 専属の常勤職員のうち、業務を適正に営むために必要な知識や技術に関し、一定の資格要件を満たした者。</p> <p>5. 犬猫等販売業に関する上乗せ基準</p> <ul style="list-style-type: none">● 犬猫等健康安全計画の策定と遵守● 獣医師との連携の確保● 販売困難な犬猫についての終生飼養の確保● 45日齢以下の販売制限● 帳簿の作成・保存と所有数の報告
--

²⁴ 第1種動物取扱業の規制

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/trader.html